

令和 7 年第 1 回大衡村議会定例会会議録 第 2 号

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日） 午前 1 0 時開会

出席議員（12 名）

1 番 山本 信悟	2 番 早坂 美華	3 番 鈴木 和信
4 番 小川 克也	5 番 佐野 英俊	6 番 赤間しづ江
7 番 文屋 裕男	8 番 細川 運一	9 番 遠藤 昌一
10 番 佐々木金彌	11 番 石川 敏	12 番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	教 育 長	丸田 浩之
代 表 監 査 委 員	和泉 文雄	総 務 課 長	早坂紀美江
企 画 財 政 課 長	渡邊 愛	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	三塚 利博	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	浅野 宏明	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	佐野 克彦	社 会 教 育 課 長	堀籠 淳
指 導 主 事	福田 美穂	会 計 管 理 者	亀谷 明美
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	次長	小原 昭子	主任	佐々木涼太郎
------	-------	----	-------	----	--------

議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）午前 1 0 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第1回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番赤間しづ江さん、7番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順位3番、細川運一君。

8番（細川運一君） おはようございます。

デマンド型交通の本格運行について、一般質問をいたします。

2月9日の河北新報に、女川町が官民連携をして、将来の公共交通の在り方を検討する研究会を設立したという報道がありました。人口減少社会が進展する中で、地域の持続可能な公共交通の在り方というのは、全自治体の大きな課題だと思っております。

大衡村におきましても全員協議会において、デマンド型交通の本格運行について、村長より説明をいただきました。村の直営から業者に委託をして、固定型のダイヤ運送から随時運送型に変更し、無償で新年度から本格運行するという内容でございました。A I型の運行システムを新たに取り入れ、高校生の通学手段の確保を図られることとなりました。村長の大きな決断と大衡村のデマンド交通を村民の皆様方にさらに理解していただくという観点から、次の事項について質問いたします。

1点目として、デマンド型交通の昨年度決算額と令和7年度当初予算計上額とその内

訳について、お伺いいたします。

2点目として、宮城県内で、29市町が、市民バス・町民バスというような路線定期運行型、24市町村が、デマンド型交通を導入しているという資料がございますけれども、その中で、無償で運行している自治体が幾らあるものか、お伺いいたします。

3点目として、道路運送法は、輸送の安全と利用者の保護並びに利用促進を設立の目的といたしておりますけれども、宮城県内において、道路運送法を適用しないで地域交通を運行している自治体が幾らあるものなのか、お伺いをいたします。

4点目として、宮城県内で、運送計画自動生成のA I型の運行システムを導入している自治体は少ないと思います。それを導入することになった経緯を全協等でご説明をいただいておりますけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

5点目として、デマンド型交通は、高齢者や障害を持っている方々から大変好評を得ていると思っております。外出支援の大きな政策としても評価されていると感じております。それに加えて、新たに全ての高校生を対象として、自宅と大和町のバスターミナルなどの指定乗降場所を無償で送迎をする新たな通学手段を導入されるとお考えになった経緯についても改めてお伺いをいたしたいと思っております。

6点目として、将来にわたり、生活を支えるいろいろな公共サービスがございますけれども、それを持続的に提供していかなければならない責任者として、利用する方、利用しない方、1回のみ利用する方、複数回利用する方、その恩恵に応じて、それなりの受益を負担するという受益者負担の原則について、一般論として、村長としてどのような所見をお持ちになっているのか、お伺いをいたします。

令和3年10月から試験運行が行われましたが、今回新たに大きく内容を変えて本格運行されるに当たりまして、議会として、一般質問として質問をする、しなければならないというそのような議員としての使命、思いから、全員協議会でご説明を受けておりますけれども、そのような意味で、今回この席に立たせていただいているということをご理解の上、答弁を求めます。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

今日も4名の方々の一般質問にお答えしたいと存じます。

それでは、細川運一議員の、デマンド型交通の本格運行についての一般質問にお答えいたします。

デマンド型交通につきましては、令和3年10月以来、3年5か月にわたり、試験運行を実施し、その間、万葉バスの廃止やスクールバスの増便、デマンド型交通の車両の2台体制への拡充やダイヤの見直しなどを行ってきたところでございます。

現在、システム事業者並びに運行業務を委託する業者との契約を締結し、4月1日からの本格運行に向けて、試験運行で得た課題を改善し、利用者にとってより便利で使いやすい公共交通となるよう準備を進めているところでございます。

まず、1点目の、デマンド型交通運行経費の昨年度決算額と当初予算計上額と内訳とのご質問ですが、令和5年度の決算額は1,230万1,884円となっております。内訳といたしましては、ドライバー兼オペレーターである会計年度任用職員4名の人件費として899万9,704円、燃料費及びデマンド車両のリース料として291万4,175円、その他で38万8,005円の支出をしております。

一方、令和7年度の当初予算計上額は3,780万6,000円となっており、運行に係る業務委託料として2,600万円、A I 交通システムの費用として689万4,000円、燃料費及びデマンド車両のリース料として474万円、その他消耗品やインターネット使用等に係る費用として17万2,000円を計上しております。

次に、2点目の、宮城県内でも29市町が路線定期運行型、24市町村がデマンド型の地域公共交通を導入しているが、無償で運行している自治体は幾らあるのかとのご質問ですが、登米市においてスクールバスの空き時間を活用した無償の住民バスを平成19年4月から運行されている事例が1件ございます。

次に、3点目の、道路運送法は、輸送の安全を確保し、利用者の保護及びその利便性の向上を図ることを目的としている。宮城県内で道路運送法を適用しないで地域公共交通を運行している自治体は、幾らあるのかとの質問ですが、白石市において、令和6年6月から、おらいのくるまという名称の地域交通が導入されております。自宅から指定停留所まで移動できる相乗りによる交通サービスで、地区住民がドライバーを務め、市から補助金という形で費用の支援を行っているものです。

4点目の、宮城県内でも、運送計画自動生成機能を持つA I 型の輸送システムを導入している自治体は少ないが、導入に至った経緯はとのご質問ですが、現在試験運行中のデマンド型交通では、予約が入る都度、ドライバーがルートを設定して運行を行っており、ドライバー個人の土地勘に大きく依存している部分がありました。今後は、A I の交通システムを導入することで、ドライバーはシステムのルート選択により、運転に集

中することができ、より安全で効率的な運行ができることで利用者の待機時間も短縮され、乗り合い率も向上させることができるものと見込んでございます。

また、オペレーターが、限られた時間で自ら運行計画を考えて配車を行っている現行の方法には限界があり、かつ本格運行移行後は、現在の時刻表を撤廃し、より柔軟な運行を目指していることから、システムの導入が有効かつ不可欠と判断したものです。

次に、5点目の、高齢者や障害を持つ方々の外出支援策として、デマンド交通は好評を得ている。新たに全ての高校生を対象に、自宅と指定乗降場所の間を無償で送迎する画期的な通学支援を行うことになった理由はとの質問ですが、これまで実施した公共交通のアンケートや担当課へ直接寄せられたご意見等において、高校生の通学手段として利用できるようにしてほしいという要望を多くいただいていたこと、また、議会の一般質問においても複数の議員の皆様より、ご質問をいただいていたことなどから、本格運行実施の際に合わせて結論を出すべく検討を重ねてきたものです。つきましては、4月1日の本格運行後は、中学生を除く15歳以上の方であれば乗車を可能とするもので、高校生も乗車可能とするものでございます。

最後、6点目の、将来にわたり、生活を支える公共サービスを持続的に提供していかなければならない責任者として、受益者負担の原則についての考えはとのご質問ですが、本村は、路線バスも運行されておらず、タクシー会社もない、いわゆる交通空白地域であり、デマンド型交通の運行が、移動手段のない村民の方々、いわゆる交通弱者の方々の最後の受皿であるとの認識の下、責任を持って取り組ませていただいているところでございます。今後も継続的に運行するためにも受益者負担の原則につきましては、検討が必要との認識は、私も持っているところでございます。しかしながら、これまで無償として運行していることや、そもそも交通弱者対策を主眼に置いた運行である点、有償運行の検討や手続には、関係機関等との調整に一定期間を要することに加え、現在の物価高騰の経済状況下であることなど、総合的に判断し、有償運行への移行については、今回見送ったところであります。

なお、本格運行とはいえ、初年度は単年での契約として進めることとしておりますので、運行状況等をつぶさに確認しながら、必要な改善を図ってまいりたいと考えております。

また、村として、国において進められる交通空白解決官民プラットフォームにも参加することといたしましたので、各方面からの幅広いご意見やアドバイス、各種事例等を

参考に、大衡村に合ったデマンド型交通の確立に向け、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 登米市でも市民バス、デマンドタクシーを運行しておりまして、住民バスでしたか、今年値上げをいたしております。

スクールバスの利用というのは、国が示しております地域における多様な輸送モードの利用という一例だと認識をいたしております。スクールバスゆえに、料金が取られないと私は理解を、法律を詳しく調べたわけでもございませんけれども、公平性の観点から、本来であれば、求めるべきなんだろうけれども、スクールバスということで利用できないのではなかろうかなと個人的には判断をいたしております。おらいのくるまというのは、いわゆるボランティア運送というくくりの中に入る、地域やNPOにおける運送形態ではなかろうかなとも推測します。今そういうボランティア輸送についても、国としてきちんとした実費の範囲内であれば、無償ではなくて有償で取ることも、具体的な事例を数多く示して、通達も出ておりますので、大衡村の運行形態というのは特異だということ、ご認識願いたいと思います。

隣接の自治体が、公共交通に伴い、どのような利用者負担を求めているのかをお伺いをいたします。富谷市、大和町、大郷町の住民バス、デマンドバスの基本料金について、担当課にお伺いをいたします。減免の措置については、結構でございます。

議長（高橋浩之君） まず、村長。

村長（小川ひろみ君） 担当の渡邊課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、近隣の事例についてご説明をさせていただきたいと思います。

大和町につきましては、デマンドタクシーということで実施をされておりまして、大人300円、小中学生100円ということで、基本的には、大和町の中心部であります吉岡の指定停留所に向かいまして、各4地区、宮床を除く4地区からのタクシー、あとは宮床と吉岡中心部に向かうタクシーの2つのパターンで展開されているものでございます。

なお、大和町につきましては、基幹路線、宮城大学と大和町バスターミナル間につきましては、町民バスも運行されているところでございます。

次に、大郷町につきましては、基本的には、大郷町は町民バスということで運行をさ

れております。ご存じかと思いますが、こちらについては、利府、塩竈方面、大松沢、大和町バスターミナル、鹿島台、松島町役場ということで、近隣の自治体に向けて運行もしているところでございます。

大郷町のデマンド的な運行につきましては、高齢者外出支援事業ということで、ふれあい号という名前で運行されております。こちらにつきましては、各自宅と近隣の市町、鹿島台、大和、松島、利府などにあります乗降場、医療機関やスーパーまでの区間を運行しているということでございまして、70歳以上の方で、大衡村と同様に事前の登録、1,000円登録料を支払って、1年間の有効期限の中で、乗車料は無料、無償とされているものでございます。

なお、こちらは、月当たりの上限、片道10回以内ということになっているものでございます。

続きまして、富谷市のデマンドタクシーでございますが、富谷市につきましても大和、大郷等と同様に市民バスが基本的に運行されてございまして、基幹路線については、乗り合いのバス運行という形を取られておりますけれども、あまりその乗車が見込まれない地域において、公共交通の空白地域という形で、デマンド型、デマンドタクシーが運行されております。こちらにつきましては、社会福祉協議会が、市から委託をされて運行しているということでございまして、中学生以上の大人が200円、子供、小学生が100円という形で運行されているものでございます。

概要は、以上でございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 自治体による無償運送は、道路交通法の規定以外でございます。1 問目でもお伺いしましたけれども、道路運送法は、利用者の料金を徴収することによって、利用者の保護並びに利用促進を図っているという法律だと思いますし、それを確保するために、各種運用形態による許可制度や第 2 種免許や運行管理者、責任者などの制度があると思ってございます。

多くの自治体は、命を預かる公共サービスでございまして、その道路運送法という枠の中で運送形態を考えて、地域の公共交通を、その中からどのようなものが地域に合うかということを考えて運行しているんだろうと思います。大衡村は、違う視点で運行しているわけでございますけれども、その点について、村長はどのようにお考えですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私もこの運送法という部分、こちらもいろいろと勉強させていただきました。その中で、様々ないろいろなところの検証をした上で、やはり地域の特性や、大衡村におきましては、路線バスもない、タクシー会社もない、高校もない、そしてスーパーもない、または免許返納、様々な部分で、大衡村の場合には、こういうものがないがため、免許の返納についてもなかなか難しいというような世の中になってございます。そういう中で、有償にすることがいいものかどうかということの検証も随分各課とさせていただいた中で、大衡村は、やはり使い勝手のいい、効率的で効果的なもの、そして使ってもらえなければ意味がない、そういうことも考えた上で、このような結論に至ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 地域公共交通計画の策定は、こども家庭センター等の設置と同じく、自治体の努力義務でございます。努力義務なので、必ずしも策定しなければならないというものではございません。

そのような中で、A I 型のデマンド交通を導入している名取市、利府町も計画を策定されております。宮城県内でも半分ぐらいの自治体が策定をしたり、期限切れになっている自治体もあるようでございますけれども、その計画を策定して、国土交通省の一つのモデル、実証モデルになって、そのモデルになることによって、何がしかの補助金が入って、自治体の運行、公共交通の在り方というものを効率的に模索しながら運行をされているんだろうと思います。

大衡村が、今から村民バスを運行するというようなことは、なかなか財政面では考えにくいので、第2のデマンドバス、万葉バスになる可能性もございます。そして新たに地域の足としてデマンドバスのデマンド型交通を拡充して、地域の足として、村長はお考えになって充実をさせたんだろうと思いますけれども、いろいろな観点から大衡村の交通事情、それに適した輸送手段、今後どのような方向性で公共交通を考えていったらいいのかというようなことを分析する地域交通計画を策定するお考えがあるのか、ないのかお伺いをいたします。やっぱりそれにもお金が500万円とか、その程度かかるわけですね。あえてこういう本格運行という一つの大きな決断をした段階で、その必要性は、村長としてどうお考えですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはりこの地域交通の在り方ということは、各自治体、実情がそれぞ

れ違いますので、それぞれの考え方があると思います。それはやはり首長の決断、様々なことが求められるのではないかなと思っているところです。

今回1年間限定的に運行することによって、住民の方、利用する方々はどのような方々なのか分析、そして、これからのニーズに合ったもの、そういうものも分析をした上で、1年間運行しまして、今回この地域交通のデマンドをするに当たっても様々な方々のご助言もいただいたところでございます。また、勉強会として、ズームによる様々な勉強会もさせていただきました。やはりこれで終わりではなく、やはり1年間運行しまして、その次の段階になったとき、また5年後、10年後、そういうものを見据えたときに、これからは、大衡村には、今回白紙撤回になった半導体の工場様がありましたけれども、企業様も多くございます。そして観光の面でも大衡村に来ていただく方々、そういう部分も見据えていきますと、やはりこれからは企業の皆様とも連携すること、そして観光をベースにしたいろいろな部分でのこの地域交通、デマンドも利用するような形、そういうものも模索していかなければならないのではないかなと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 大衡村と同じ運行形態位の名取市です。たまたまなのか分かりませんが、大衡村の委託をする業者と同じところでございます。大衡村と名取市を比較いたしますと、登録者数は、大衡村が大体約330名に対して、名取市が2,673名でございます。利用者は、大衡村120名に対して、名取市が939名、指定乗降場所は、大衡村54か所に対して、名取市が280か所でございます。大衡村の平均乗車率というんですか、乗車数の平均は2人台でございます。

A I型運行システムは、登録者や利用者、指定乗降場所が多いほど効率的ですし、道路事情が、道路網が住宅地のような複雑なほど、やっぱりその効果を発揮されるんだろうと私は思います。どうせ導入するなら、A Iを入れたほうが私はいいとは思っています。

私は農家ですので、今農業機械のデジタル化によって、本当に田植機で例えますと、普通1反歩10枚、20枚で植えるのを10枚で植えなさいと設定すれば10枚で植えるような時代ですし、まだ実用化はしておりませんが、独りで直進していった自動で帰ってくるというのもコンバイン田植機、そういうものの時代なので、デマンド交通についてもそれなりに対応していくべきなんだろうと思います。利便性と効率性というのは相関関係にあって、私なんかは便利がゆえに、自動を切って運転したほうがかえって大衡

村の圃場条件にはいいということもあります。

そういう意味で、ただ、今の電話と人によるオペレーター員で受付という方法は、もう限界に来ているという担当課のお話でございます。それはそれで分かるんですけども、A I 型の自動生成運行システムというのは、アプリで登録ができる。配車と運行計画をアプリそのもので自動的に策定するというところでございますので、そこまでいなくてもオンデマンドに対応した I T 型のシステムというのものもあるんだろうと思います。そういう面で、その 2 つのシステムをその優位性、経済性を検討した経緯があるのかということ、まず、伺いをいたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初に、渡邊課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） A I 型と I T 型といいますか、そういった形の比較的なものを行っているのかということですが、当然システム導入に当たっては、先ほどの答弁の中でも村長からお話しさせていただいたような内容の中で検討をまず進めたところでございます。業者等の提案を受けながら、地図の情報に特化した企業とか、A I に特化した企業等々、十数社ありましたけれども、そういったところの比較を事業者の協力も得ながら、いろいろ検討、比較等をさせていただいたところでございます。大衡の事例に合わせて、そこまで必要ないのではないのかということも当然あるわけではありますが、一つの側面としても最新のものを入れるという考えもなかったわけではありません。考えの一つとして、全般的にいろんな事業を遅れぎみに、大衡は後からほかの事例を見ながら追いかけていくというような形が多いものですから、そういうところで負い目を感じているわけではありませんけれども、せっかく本格運行するのであれば、まずは最先端の最新のものという思いがなかったわけではございません。当然最新のものをということでもありますから、利便性は当然高いわけでありまして、魅力的であったことには間違いございません。費用の面でも当然そこは高いということも分かっていたところでございます。

ただ、やはり物理的に、現状としてオペレーターの個人の方のやりくりに頼っているというところにおいて、先ほども議員おっしゃったとおり、限界的なものがある、受けられるものも受けられないというような状況もそのときそのときで同じような対応ができていくのかということがありますと、必ずしもそうではないという現状もございます

から、そういったところで、今回のシステムに最適なところを入れたいということで、最適のルート等を選択できる。ドライバーはそのルートに従って運転に集中してできるというところでございます。

ただ、逆にそこが、議員おっしゃるように非効率になる点があるのではないかとということでもありますけれども、それは当然我々も懸念をしているところでございます。こちらでも今回決定いたしました運行事業者も交えまして、さらに近々、明日、あさってですか、打合せ等もすることにもいたしておりますし、業者からも、答弁にもありましたとおり、大衡モデルということで、A Iはいろいろ学習しながら大衡に合ったものに落とし込んでいくというメリットもございます。そういったところで、いろいろな設定を大衡バージョンに修正を施しながら、懸念されるようなことを一つ一つ対応させていただいて、大衡村の方々にとても便利だと言われるような運行システムにしていきたいという思いがありまして、先行投資的な部分もありまして、A Iのシステムを選ばせていただいたということでございます。

ですから、名取市に比較しますと、全体的に数は圧倒的に少ないわけでもありますけれども、逆に考えれば、乗降場所等についてもさらに要望に応えながら柔軟に対応していける。あとは事業者からお話をいただいた際にもありましたが、タクシーだけではありませんので、乗り合いでございますので、あくまでどこまで乗り合いの率を高めるかというのも今回の事業者も最も注目しているところということでもありますので、その辺は期待しているところもあります。そういった形でシステムと運行を合わせながら一番よい方法を導き出していきたいということで考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 村長、補足ありますか。村長。

村長（小川ひろみ君） 今課長が言ったように、やはりA Iのシステム、こちらを大衡村として本当にそこまで必要かといいますと、いろいろな考え方があることは本当に私も重々承知でした。

そんな中で、やはり小さい村だからこそ、やることによって様々な部分の検証ができるということもありますし、非効率的になるのではないかと心配もあることも確かかもしれませんが、心配をしていたら何も前には進みませんので、こういう部分で大衡村としてA Iを使うことによって、今までは本当に熟知している方々のその感覚による運行であったけれども、そうではない、やはりシステムの導入によっての効率的な効果的な運行、そして利用者の方々に安心して、安全で運行ができるような形、こういうも

のを構築していきたいという思いでなったところでございます。やはり交通ネットワークシステム、こちらはすごく今は最新なものもたくさんありますし、今後、先ほども言いましたように、5年後、10年後、ここに最初に入れることによって、これからのネットワークは、様々なことが大きく変わっていくのではないかなと思っております。観光だとか、それと、もしかすると自動運転、そういうものもこれからしていかなければならない世の中にはなっていくしますので、その部分も見据えながら、この判断に至ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） A I 型の運行システムを入れることは、私は反対ではございません。ただ、税金を使ってやるわけなので、自動生成という部分ができないこの運行システムは、幾らぐらいでということの検討プロセスがちゃんとあったのかという確認のご質問でございます。

A I がこの道といっても、後ろに載せているおばちゃんから、こっちの道のほうが近いんじゃないのなんていうことだって多分最初の頃はあるんだろうと思います。それが課長がおっしゃった、実際運用していろんな面で大衡バージョンに進化させていくというようなこととご理解をいたしました。

それで、このシステムを導入するのに、全協で課長から、試験運行しているので、補助対象にはならないというようなご説明がありましたけれども、国交省の補助事業を入れるのであれば、地域交通計画を策定していなければ補助対象の入り口にも立てないんじゃないのかなと個人的に思います。そういうちゃんとした計画があるところに補助金を出しますよという側面はなかったのかということと、もう一つ、地方創生絡みで、地方のいろんな公共サービスのデジタル化ということで、補助対象になるというようなことの検討はなかったのかということをお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 渡邊課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然国交省の補助を受ける場合には、議員おっしゃったとおり、地域交通計画の策定は不可欠だと感じております。ですので、そういったものについても今回策定をしないまま本格運行という形になりましたけれども、村長が申し上げましたとおり、あくまで今は住民の運送という形でのデマンド交通ということではありますが、

村長の構想のように、今後観光、企業、従業員等の運送等も含める。デマンドにかかわらず、ここに関わってくる高速バス等、村内に流入してくるいろいろなものについても含めた形で、大衡村全体の地域交通計画というものは、策定が不可欠であろうとは認識しております。これまで策定をせずに来たというところでございまして、一旦、本格運行ということで動き出すものですから、そういったものを見据えながら進めていきたい。当然補助採択のための要件にもなっておりますので、議員先ほど来おっしゃっているとおり、持続可能な公共交通のシステムということでもありますので、きちんとした裏づけを持って進めていくことが、住民の方々にとっても、また、経費を支弁する、出していく村財政の部分としても不可欠だなと感じているところでございます。

なお、ご質問の中でありました、いろいろな補助金の活用についても検討はいたしております。地方創生臨時交付金については、活用可能なメニューが現状としてはないため、活用できないという状況にございました。

また、お話があったか、デジタル田園都市国家構想の交付金関係ですけれども、これも先ほど議員がおっしゃった国交省の関係のときに説明した内容と同様であります、残念ながら新たに取り組むときに手を挙げていけばよかったという今さらの話でありますけれども、新規性が認められることが必須となっております、今回の場合、試験運行を既に大衡村は行っておりまして、それを改善するということの事業では、認められないという状況になってございます。ですので、システム導入等についても改善ということの観点から、活用できないというような回答でございました。

国交省の関係は、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、逆に大和町等が導入している補助金等については、持続可能なものについてでございますので、先ほど申し上げました地域交通計画を策定することによって、広がりがある。ただ、その部分の策定の経費等を逆に見込まなければならないというところもありますので、そういったところは、必要不可欠とは感じておりますので、その辺を勘案しながら進めてまいりたいなと思っているところでございます。

また、若干村長が触れたかと思いますが、共創・MaaS実証プロジェクトというのがありまして、こちらについては複数の事業者、バスだけではなく、デマンドだけではなく、タクシーや、ここでいえば高速バス等です。交通空白の解消を目指して取り入れられる事業ということで、そういったプロジェクトの要件もございます。ちょっとハードルが高いのかなと思っておりますが、大学等、研究機関等とも、また、村内の立地企

業ともタイアップしながら、そういった取組に乗り出すことができれば、こういった補助事業も受けられるのかなと考えております。

あとは大衡村特有といえますか、そういったところでは、防衛の9条の交付金の関係につきましても活用は可能だというご意見、お話も防衛からいただいておりますが、村の諸事業のやりくりとも勘案しながら、その辺も模索をしていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 万葉バスと代替えバスが廃止になった時点で、常時その廃止になったバスを主な通学手段としていた方々が、その当時、何名いらっしゃったのかということをもし把握していたらお伺いをしたいと思いますし、デマンド型試験運行の実施要綱に今の高校生の利用実態が、どのように記載されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 万葉バスの廃止時点で個別に聞き取りをさせていただきまして確認をさせていただいたところ、当時13名、高校生でそういった方々がいるということで把握をしているところでございます。

なお、ご指摘のありましたデマンド型交通の試験運行事業実施要綱につきましては、試験運行開始当初の令和3年10月1日に交付したものでございまして、それ以降、改正をせぬまま試験運行を続けてきたということでございまして、その中では、高校生を除く18歳以上の者、高校生を除くという中で要綱ではうたわれている中で、救済措置としてそういった高校生、万葉バス廃止によって、交通手段がない高校生を乗せているというような実態でございます。ですので、改正等をしていなかったということでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 利用者の声に応じて指定乗降場所を随時追加していくという方針が示されておりますけれども、大和町では、黒川高等学校前をデマンドバス、住民バスの乗降場所としておりますけれども、大衡村は、黒川高校の前を住民のある程度決まった方が乗って、利用頻度が高いところでございますけれども、新たに黒川高校前を追加するようなお考えはあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然これまでは救済措置ということで、表現がふさわしいかは分かりませんが、近隣の乗降場ということで、暫定的に歯科医院の乗降場所を高校生も利用しているという形になっております。

本格運行に当たりまして、まだ協議等も必要です。大和町の場合は、バス停ということで、そこで降車をするという形ではありますが、デマンドの場合、降車は同じでありますけれども、乗車する場合の待機場所の確保が必要になってまいります。先ほど申し上げました歯科医院ではちょっと遠いということもありまして、高校生も乗車可能、黒川高校に行く高校生もその範疇にあるということでありまして、現状のところ、まだ学校等とも詰めておりませんので、暫定なのか、ちょっと今後またそれも検討しながらでありますけれども、近隣のヤンマーの会社にご協力をいただきまして、敷地内に駐車場所を確保させていただいて、4月1日からは運行したいと現状としては考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 原則利用者は、高校生以上ということになっておりますけれども、保護者同伴で小中学生というのは利用できないのでしょうか。お子様と一緒に買い物なり病院に行くというようなことも想定されると私は思います。あくまでも乳幼児というか、そういう小さなお子さんは、同伴であればいいというようなお考えは前もって示されておりますけれども、中学生等はスクールバスで対応というご説明しか受けておりません。お母さん、お父さんと一緒に病院に行くとか、そういう交通手段を持たないご家庭だつてあるかもしれませんので、そのような利用もできるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 現在の試験運行の継承ということであれば、未就学児の場合は保護者同伴でということは、議員ご承知のとおりかと思います。

ご指摘の点については、こちらも検討はしていなかったところでありまして、これから要綱等ももちろん定められますし、その辺は柔軟に対応できるものなのかなとも現段階で判断しておりますので、そのご意見も踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 村では、黒川高校に通学される方と大和町のバスターミナルを利用される方が多くなるのではないかとこの予想をしておられますけれども、表現は悪いけれど

も、やってみなければ分からないということだと思います。

確実に言えることは、一番近い黒川高等学校に通う黒高生の方々が、今まで以上に便利になって恩恵を受けるということだと思います。私立のスクールバスを利用している方々、それと公立の学校に通っている方々、このような制度を設けても、いや、うちは通勤の途中だから利用しないで自助努力でやりましょうという考えのご家庭もあるだろうし、いや、せっかく村が利用するようにそういう制度を設けたんだから、利用増を図るために、通勤の途中ででもお送りはできるんだけど、利用しましょうという家庭も出てくる可能性は、私はあるんだろうと思います。

物理的にピストンで運送するというような説明を受けておりますが、帰りの部分については、いろいろ、いろんな時間に対応して自宅に送り届けるということはできると思いますけれども、ある程度通学するバスが決まって、このバスに乗らないと通学できないという生徒が、どの程度大衡からその対象の方がいるかということが分からないわけですね。7時15分に出発して、自宅に何時に着くか分かりませんが、そこから第1便の公立の高校に通うバスの便に必ず間に合うかということではなければ利用できないわけです。そこが多分そういうことを前提として7時15分発となさっているんだろうと思いますけれども、こういう制度を新たにつくることによって、逆に高校生の通学に対する不公平感が出てくるというようなことは、村長、お考えになりませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今議員のおっしゃった黒川高校生が恩恵を受けるのではないかと、また、7時15分出発によって、他の黒川高校以外の高校生については、利用はなかなか難しいのではないかとというようなご質問だと今受け止めました。

黒川高校は、やはり地元の学校ということもございます。私は、やはりそういうことも主眼点に置かなければならないのではないかなと思っています。何もかも全部に対応できるということは、まず不可能だと思ってございます。そんな中で、まずは手始めとして、黒川高校生が一番恩恵は受けるかもしれないけれども、朝、そのような形で、デマンドバスを利用できる高校生がいれば、それはそれで、私はデマンドを今回3台という形にしますので、その中で使ってもらえるということが大事ではないかなと思ってございます。

また、皆さん、広報も見ていただいたと思いますけれども、4月1日から高速バス、こちらを大衡役場前からバスターミナルまで、こちらに乗っていいような形に宮城交通

様のお計らいによりまして、そのようなシステムになりました。その面も、そこは料金が300円というような設定に今なっていますので、そのあたりを何とか村としてどのような形にか補助的なものもできないものなのか。また、デマンドは、いろんな時間でもありますけれども、時間的に待たなければいけないとき、帰りのときには、ターミナルから大衡役場前までは来られるというような形になりますので、それはたくさんの方々、泉の学校に行かれる方とか、富谷に行かれる方も利用可能になると思いますので、そういう部分のいろいろな検証をしながら、やはり、ですから今回1年間の契約という形にしたところでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 今国で高校の無償化ということで当初予算が通るようでございますけれども、授業料の無償化によって、大阪では公立高校の再編を目指しているというような報道もありますし、地元によつぱり高等教育機関があるということは、自治体としても配慮しなければならない面があつて、この大衡から黒川高等学校に通う方々が増えれば大変いいことだと思いますし、村長のそういうお考えにも賛成でございます。

ただ、私も古い人間でございますので、高校生という大人が、自宅まで迎えに行つて自宅まで送迎して帰つてこなければいけないのかなというような思いは、正直ございます。ただ、そういう時代なんだろうなとも思っている面もあります。ただ、黒川高校に進学する方は、大衡のそういう、村長が高校生にかけの思いを受けて勉学にさらに励んでいただければ結構なのかなと思っております。

大衡村がデマンド交通を委託する業者は、先ほど申しましたけれども、各種自動車の運行の管理、運行をする専門の大手の企業でございます。自家用車の運行、または自社所有の車での運行もデマンド対応をいたしております。

そういう中で、道路交通法の下で、命を預かる公共事業でございますので、そういう枠組みの中で公共交通を考えて、今まで無償にしてきた高齢者、障害者の方々を減免、減免ということは半減にするとか、免除するということも含まれておりますので、無料という概念もあるんだろうと思います。今までの運行をベースとして、大変好評をいただいているサービスをベースとして、道路交通法の中の運行形態で、今までの高齢者の方々を無償で運行するというような形でのそういう大衡村独自のデマンド型交通、地域交通の在り方というのは、今回本格運行するに当たって、検討はしなかったんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 無償、ちょっと私、意味がちょっと分からなかったんですけども、もう一度ちょっと詳しくお話ししていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 道路交通法では、あくまでも有償です。だから 1 問目と 2 問目に聞いたことは表裏一体の質問です、無償と道路交通法、運送法というのは。角度を変えて同じようなことを聞いているわけです。あくまでも有償です、そこは道路運送法上は。料金を取ることによって、その責任によって利用者を保護していくという概念が多分あるんだらうと思います。

そういう意味で、その道路交通法の有料という運行システムの中で、そこで減免ということをごこの自治体でもやっているの、全部無料にしたらいんじゃないですか。そういう評価をいただいている部分は生かしながら、命を預かる公共サービスとしてその枠内でやるというような運行システムを考えた経緯はなかったんですかと。今までの運送法以外、今までの運送形態をそのまま引きずってという表現は悪いけれども、その中での枠内での検討だったんですかということの確認でございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然ご指摘のとおり、そういったものについて、本格運行でありますので、私も常任委員会等でも有償化についても検討した上でというお話はさせていただいております。有償化、今の状態でも対価分、燃料代とか、車両分ということで徴収する等も可能だということもありますけれども、道路運送法に基づくものについてもいろいろ検討を重ねたところでございます。その検討の結果的に無償として引き続き行うことにしたものとして、答弁の中で最後にお話しさせていただいたようないろいろな事項を検討した結果、今回について、無償ということをしたところでございます。

ですので、その課題は、そこで終わったということではなく、引き続き検討していくということでありまして、あくまで福祉的な目的、公共交通の空白的なところを何とか担う自治体ということで、無償の中の範疇でやっているものでございますが、村長の構想で申し上げましたとおり、観光とか、来訪者、村外の方も乗れるようにしていくということまで含めて考えていくということになれば、当然その前に有償化で村民の方なり何か条件を付して、その方々は減免、免除するという考えは、当然こちらも想定をしているところであります。そういった考えも 4 月 1 日、今からでは遅いと言われるかもし

れませんけれども、本格運行を開始して、そこで終わりではありませんので、あくまでスタートということを感じておりますので、そこからさらにそういったことも含めながら改善、よいものにしていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今課長からお話がありました。やはり様々な検証の上で、このような運行という形に、無償運行という形にさせていただきました。これからやはり1年間いろいろな方々のご意見、そして様々な利用者の方々のニーズに合うか合わないか、そして高校生の利用もどのような形になるものなのか、そういうものを検証、分析した上で、これからの本当の在り方、そして5年後、10年後を見据えた、そのような形で無償だけがずっと続くわけではありません。様々な方々に利用していただくためには、やはり有償というのがついてくるもの等も考えているところでございます。

そんな中で、やはり今後の社会情勢、そういうものは、どんどんどんどん今変化がすごく著しくなっておりますし、物価高に様々な部分で住民の方々も困っている部分もありますので、そのようなものも様々分析した上で、これからのデマンド交通の在り方、そして住民の方々にとにかく元気でいていただきたい、そして外に出ていただきたい。外に出て空気を吸っていろんなところに行くことによって、医療費の削減、様々なところの効果が見られるような、そのような形になっていけばいいと思ってございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 以上で、細川運一君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位4番、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 通告4番、赤間しづ江でございます。

私は、郷土の伝統文化をどう継承するか、一問一答方式で質問をいたします。

村政136年の歴史を重ねる大衡村には、先人が残した、そして継承してきた誇れる文

化があります。その文化を大切にし、そして未来にどうつないでいくか、現代に生きる私たちの大切な役割でもございます。

私は、次の4項目について、制定されたときの先人の思いを感じ取り、意義を再認識し、また、取り組んできた歴史に思いをいたし、改めて万葉の里の文化としてどうつないでいくか、伝承の方策について伺うものです。

12月の一般質問、万葉のまちづくりで触れた項目にも絡むところがありますが、なかなか質問をし切れなかったことも含めて、プラスして質問をしたいと思っております。

質問項目の1点目です。村民憲章・村民歌がございまして。これを目に触れ、歌い継がれる方法を考えてはどうでしょうか。

質問項目の2点目です。村木アカマツ、村花キキョウ、この制定は、豊かで美しい郷土の自然を象徴していると思います。PRとともに、地域に、そして家庭の庭先にもキキョウ植栽運動を一層推進する考えはありませんか。

質問項目の3点目でございます。現在休止中となっている大衡村唯一の無形民俗文化財大瓜神楽の現状、そして課題、今後の継承の方策について伺うものです。

これはさきの産業教育常任委員会の説明資料にもございましたが、非常に気になっている部分でもあります。そのことについて、改めてこの場で質問をしたいと思っております。

質問項目の4点目です。創作舞踊おおひら万葉おどりの現状と課題についてもお伺いしたいと思っております。

以上4点についてお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、赤間しづ江議員の、郷土の伝統文化をどう継承していくかとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、村民憲章・村民歌について、日常的に目にし、歌い継がれるような方法を考えてはどうかとのご質問ですが、村民憲章は昭和48年2月13日に、村民歌は昭和43年9月1日にそれぞれ制定されたものであり、現在は、村の新年会や二十歳を祝う会、役場の仕事始め式において、村民憲章朗唱と村民歌斉唱を行っているほか、毎年作成しております敬老名簿にも村民憲章と村民歌を掲載し、対象者への配布を行っているところであります。

今後は、村民が日常的に目にすることができるよう、広報誌やホームページへの掲載

などで周知を図るほか、村民歌を防災無線などで放送することができないものか、関係機関とも相談してまいります。

次の２点目、３点目、４点目につきましては、教育長より答弁させます。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（丸田浩之君） 本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、２点目の、村木アカマツ、村花キキョウの制定には、豊かで美しい郷土の自然を象徴している。ＰＲするとともに、地域に、家庭の庭先にもキキョウ植栽運動を一層推進する考えはとのご質問ですが、村木のアカマツと村花のキキョウは、共に昭和57年９月18日に制定され、これまで式典等で配布する冊子類に印刷し、ＰＲを行ってまいりました。また、村花のキキョウにつきましては、毎年６月にすばらしい大衡を創る協議会との共催事業として花いっぱい運動時に、苗数は少ないものの、各行政区へお配りし、植付けをしていただき、ＰＲにつなげられるよう実施しております。

なお、キキョウの苗数につきましては、今後、各行政区長とご相談しながら、徐々にではありますが、少しずつ増やしていき、キキョウ植栽運動を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、３点目の、村唯一の無形民俗文化財大瓜神楽の現状と課題、継承の方策についてとのご質問ですが、大瓜神楽は、平成15年12月１日に村指定無形民俗文化財に指定し、大瓜神楽保存会の皆様によって継承をされております。現在、大瓜神楽保存会は、会員７名で構成されていると伺っておりますが、高齢化や健康状態などの理由により、現在活動を休止しております。地域内では、後継者がいない状況であり、大瓜神楽を保存継承していくことが困難になっております。教育委員会といたしましても村指定文化財としての伝統継承を図っていくため、後継者の発掘や育成が喫緊の課題であることから、村広報誌やホームページ等の活用のほか、小中学校や各地区催事などでの披露を通して、課題解決に向けて、できる限りの支援を行っていきたいと考えております。

次に、４点目の、創作舞踊おおひら万葉おどりの現状と課題についてのご質問ですが、おおひら万葉おどりは、大衡村の踊りとして、いつでも・どこでも・楽しくみんなと踊れるよう、また、新しい村の伝承芸能の創造を目指し、平成９年に誕生しました。岩手県盛岡の黒川さんさ踊りをモチーフに、大瓜神楽の動きやおはやしなどを取り入れた踊りで、これまで大衡村の踊りとして、ふるさと祭りや万葉まつりなどで披露されてきました。

また、平成17年には、万葉おどり愛好者をもって組織するおおひら万葉おどりききょう会が発足し、各種イベントへの出演や毎月2回公民館で行っている万葉おどり練習会での指導にご協力をいただいております。

しかしながら、平成11年から始まった万葉おどりコンテストや小学校運動会での全校児童による踊りの披露などが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に中止となって以降、練習会の参加者はほとんどおらず、踊りやおはやしなどの後継者不足が課題となっております。

万葉おどりを次世代に伝承するためにも、万葉おどりコンテストの再開や踊り練習会への参加を広く呼びかけるなど、万葉おどりの伝承と振興を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 村章、村民憲章、村民歌、これは大衡のシンボルマーク的なものです。

まず、村章は、こういったところ、あるいは職員の方々の襟章であるとか、封筒であるとか、様々なものに大衡のシンボルマークがつけられています。

村民憲章、これは昭和48年の制定です。私たちは、村民としてこの憲章を守りましょうで始まる5項目からなる憲章です。どの年代の人々にとっても理解できる言葉で表されている、言わば誓いの言葉とも言えるものだとは私は思っています。未来への発展に望みを託した決意とも取れる憲章です。

我が大衡村には、村民歌というものもちろんです。昭和43年9月制定で、村民憲章を朗唱し、村民歌を歌う機会は、現在では本当に少なくなっています。村主催の新年会であるとか、あるいは二十歳を祝う集いの式次第には記されておりますけれども、起立して行っているぐらいでしょうか。村民歌は、伴奏があるので何とか歌われてはいますが、いずれこういう状態が続くと歌う人も少なくなるのではないかとということが危惧されます。こういうものがあつたんだなんていう世代が現れないとも限らないという、非常に危機感を持っています。したがって、日常的に親しみを持って口ずさむことができる環境を今ここで取り返すべきではないかという思いで、私はこの質問をいたしました。

村民歌は、どなたが作詞、作曲したか、皆さん、ご存じでしょうか。作詞は、佐野俊子さん、衡下、佐野英俊議員のお姉様です。昭和23年生まれ、今千葉に在住だそうです。二十歳のときの作詞だそうです。作曲は、中川あい子さん、大瓜下在住です、長い間、

教育委員もなさった中川あい子さん。昭和19年ぐらいの生まれでしょうか。その方が24歳ぐらいのときの作曲だったと思います。豊かな感性をお持ちの女性2人の作詞、作曲なんですよ。ふるさとの情景を紡いで、親しみやすいメロディー、これが本当に人々に愛された曲であると思っております。何よりも著名人が作詞、作曲したのではないというのが、これは非常な誇りだと私は思っています。こういうものをこのままでは歌える人が少なくなったのでは困るなと思いましたので、まず、村長の答弁では、大変便利なツール、無線放送もありますし、何かこういう形でできないものかを検討するというお話なんです、まず、その前に、皆さんが集まる各集会所に少し大きくして、村民憲章と村民歌。楽譜までは要らないとは思いますが、とにかくそういうあれができないか。あるいは村民歌については、便利なツールが、流れるツールが、無線放送という手段があるわけですから、オルゴールバージョンにして何か流せないものか。庁内放送で検討できないものか。それから、私が考えましたのは、毎戸に配布される万葉カレンダーの一角にでもそれを載せたりするという方法はどうかかなんて、いろんなことを考えてみたのでございますが、その辺のお考えに対して、どうでございましょうか、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回このようなご質問をいただきまして、改めて先人の方々の思い、そして大衡村に対する様々な方々が、いろいろ大衡村についての、先ほど言ったような思いですか。そちらがつづられたものだと思っているところでございます。

赤間議員が言ったように、村民憲章は昭和48年の制定ということで、当時の跡部村長、そちらの方々が、村長のときに、審査委員の方々、そういうものも含めた上で、この憲章、5つの憲章を裏づける行政の政策も十分に配慮する考えだということで、これを契機として、大衡村が幸せに、村民一丸となって努力しようではありませんかというような形で大衡の広報誌にも残っているところでございます。

また、村民歌につきましても先ほど赤間議員が言われたように、作詞は最優秀賞ということで、最優秀賞、優秀賞、佳作ということで3人の方々が選ばれてございます。そんな中で、佐野俊子様です。こちらが最優秀賞、そして作曲の部につきましても、こちらが最優秀、優秀、佳作ということで、大瓜下在住、今おります中川あいさんが、長年教育委員を務められた方でございます。その中でも、こちらがやはりとても先人の方々の思いもたくさんあつたのだということは、思っているところでございます。

村章に当たっても大衡村の大きなマークをデザインし、三角の形の安定した構成は、村民の精神的、経済的安定を表し、円形の部分は、限りない村の発展を強調したということと言われておりますので、こちらを改めて本当にこの質問をいただいて思ったところでございます。

そして提案として、集会所において村民憲章、村民歌を掲載、掲示できないか。また、無線放送でオルゴールバージョン、そういうものでやるのも一つではないかとか、万葉カレンダーの中にこのような形で掲載するということも一つではないかという提案もいただいたところでございます。

私たちもこのことについて、いろいろと質問いただいて、お話をさせていただいた中で、本当に二十歳を祝う会ときも歌を演奏というか、カセットテープかなんかで流れるとしても、周りの大人たちというか来賓の人たちは歌うけれども、本当の二十歳の方々は、多分聞き慣れていない、分からないという部分があつて、ただ見ている、口ずさむ方も数名はいますけれども、なかなか声も出づらいということがあります。やはり小学校、中学校において、音声だけを流す、そうすると耳に自然と入ってくる。リスニングという形になると思いますが、そういう形ができないものかということは、私、議員になってから最初に言ったことがそこでした。村民歌が、なぜ皆さんが歌えないのかが私も不思議でたまらないという部分もありましたので、何か学校でできないかということも言っていましたので、それをまた改めて赤間議員に言っていただいたので、そういうことができないかを学校側、小中学校側、そしてこども園の子供たちこそ口ずさむような形で協力、支援ができないか、協力していただけないか、そういうことも含めながら、これからそのようなことも考えてまいりたい。

村民憲章については、ちょっと掲載することは、集会所の区長様方をお願いすることは多分大丈夫だと思いますので、これからそういうことにつきましても、いろいろと協議をした上で考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） かねてより感じていたということであれば、なおさら進むのは早いのではないかと思います。万葉の里のイメージづくりとして、爽やかな風のように日常的に耳にできるあれを、この機会にひとつ知恵を出して考えていただきたいと思います。思っております。

村民憲章碑はどこにあるか、皆様、ご存じでしょうか。村民憲章碑、大衡の役場の敷

地内にありますけれども、分かりますか、皆さん。役場玄関のポストのところのそばの石碑にはめ込まれてあります。そういうことすら分からなくなっております。とてもいい5項目の言葉がつづられて、誰でも、どの年代にでも分かりやすい表現だと思います。それをやっぱり式典のときに読み上げるだけではなく、日常的な集まりの中で、ああ、そうなんだと感じ取る、そんな誓いの言葉とも取れるあれですから、それも大事にしていきたいなと思っております。

次に、質問項目の2番目です。村花、村木のことでございます。

自治体の花、木として、大衡は、木はアカマツ、花はキキョウということで、昭和57年9月の制定でございます。村木アカマツ、これは昭和30年に、昭和万葉の森は後につけられた公園の名前ですけれども、全国植樹祭の折、天皇陛下がお手植えをされた歴史のかつ由緒ある樹種、木の種類です。

去年の植樹祭の折、宮城県の林業技術総合センターの所長がこのような説明をしております。松、木の松は、自治体の木として制定されているところが多いと。しかしアカマツと限定して、種を限定しているのは、県内では大衡村だけだとお話ししております。そういう由緒あるアカマツ、大衡中学校の、もうシンボルツリーのような形で植えられていますし、工業団地なり、あるいはそこの役場のロータリーなんかにも松が植えられて、松のインパクトは強いと思いますけれども、そういうことですから大事にしてほしいと思います。

そして村木キキョウです。これも村内に古くから自生している。可憐に咲くその花姿、色、秋の七草、薬草でもある。清楚なあれが好まれ、まず、宿根草ですから手をかけなくても育つ。そういうことですから、訪れた人々を目でも楽しませてくれるようなやっぱり万葉の里づくりを自然な形で推進してほしいという願いです。

キキョウというものを自治体の花としているところはどのくらいあるのかなと東北6県をちょっと調べてみたら、意外とないんです。意外とないんですよ。岩手の紫波町です。岩手県の紫波町が、町の花はキキョウとなっていました。でもここは、木はケヤキです。福島の飯舘で春夏秋冬の花を決めていて、庭に植えたい草花としてキキョウ、秋の花としてはあれしていましたが、このキキョウというのは非常に少ないです。万葉集にも読まれていますし、自然豊かな大衡のどこにでも見られる花ですから、キキョウの花が見られる環境づくりを、そんなにお金もかからないと思いますので、キキョウをいっぱい植えましょう運動でも展開して、村民の方々に、あるいは訪れる方々の目から

も自然を感じ取れるような、そういう村民を巻き込んだ運動を一層やっぱり強めてほしいと思っておりますが、その辺の決意も含めて考えを伺います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） いろいろ教えていただいて、私も勉強になりました。ありがとうございました。

花いっぱい運動のことが出たんですけれども、例年各地区等に10株を基本としてお渡ししているところでした。平成7年度は、その倍増で20株をお配りできればなと考えていたところでした。調べますと、平成22年ぐらいまでは、各地区25株ぐらい配っていた。それに並ぶぐらいの数を今度は配布できるであろうということで今進めております。

それから、キキョウは多年草で、株分けができるということでございました。その株を掘り起こすには手数はかかるんですけれども、株分けの仕方を今度キキョウを植える際にワンペーパー等にまとめまして、こうすると株分けができるんですということをお配りして、そして掘るのはお手数がかかるんですが、株分けをしていただいて、同じ場所に植えるのか、または赤間しづ江議員から、家庭の庭先にもということがございましたから、株を分けて、うちに持って帰って植えてくださいとか、そのようなことができればPRにもつながりますし、各家庭、各地区でキキョウを目にする機会が増えるのではないかなと思っているところです。

今お手数をかけるという話をしましたが、手間をかける分だけ愛着が湧くというところもあるかと思しますので、そのような形でPR、それからキキョウを広めていくということで、今現在考えて取り組んでまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 昨日、施政方針かなんかで、イメージキャラクターのひら麻呂が5歳になった、お誕生日、なったとのお話がございました。ひら麻呂には、村章と村花キキョウがしっかりとデザインされていますよね。村章もあります。ちょっと下のこの辺。

キキョウというのは、調べてみますと、そんなに自治体の花として制定されているのはないんです、村長。ですから、万葉の里大衡の、ぜひアピールポイントとして、そういうところからも広めていただきたいし、そういうところから何か話題がつながるようないろんな渉外なり交渉のあれができればいいなと思っています。そういうところの村

長の働き方もひとつ期待をしているところでございますが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。ひら麻呂も5歳になりまして、ひら麻呂も本当、村章と、それからキキョウがきちんと、今ピンバッジにも書いてあるんですが、ピンバッジにも分かるように、そのままです。本当に村章とキキョウがきちんとなっているところでございますので、こちら私ももう村長になってからずっとつけておりますし、名刺もこのようなキキョウのこのピンバッジと同じような形の名刺も作っております。そちらも2回目に合った方々、1度目は普通の、そこにもキキョウ、ひら麻呂の印刷はしてあるんですけども、2回目ぐらいから合った方々には、この形のキキョウ、ひら麻呂という形で村章とキキョウがきちんと写っているようなその名刺をお渡しするようにしておりますので、きっとアピールは、それをもらった方々も本当にびっくりいたします。かわいいですねとか、お子さんなんかも本当に「これ、かわいい」なんて言ってくださいますので、その辺で今アピールもしているところでございますが、今後も赤間議員から今様々なご意見をいただきました。本当にやはり今回ときわの松もとても大事なところでありますので、この木、何の木というような形で、この木、何の木、アカマツ、ときわの松ですというような形で、そういうこともPRの一つになると思いますし、キキョウもほぼ自治体として村花としているところがないというところも、これからはアピールポイントとして、私も様々なところに行ったときに皆さんにお話をしていきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） ホームページとかにももちろん村花、村木が載っていますけれども、何かイメージが暗い感じがするんです。あまりにも紫が引き立たない感じのふうにも取れる向きもあるかなと思っていますので、その辺も含めていいアピールポイントにしていただければと思います。

次に、大瓜神楽に移っていきます。

大瓜神楽は休止の状況であるというのは、非常に心が痛むことであります。明治10年頃に、当時の大瓜村に岩手の南部郡から神楽師講師として招いて、継承したということのようです。村政施行より長い歴史を持っているこの大瓜神楽、唯一の無形民俗文化財なんですよ。あとは大衡村には何もないわけです。しかし明治、大正、昭和、平成、今令和ですから、もう激動の戦争があったり激動の時代を、でも大瓜の神楽関係の方々

というのは、大瓜の方々は、何とか継承してきたこの重み、思いを何とかしなければならぬ。そのためには、今どういう状況なのかということをしきりと分かってもらうことが必要だと思って、この質問をいたします。

これだけ大変なところを頑張ってきた方々、装束とか、そういうものは、令和5年に給食センターに預かっている状況なんだというお話を聞きます。もうそれから数年、何年かたっているわけです。1年以上のあれがたっているわけです。そういうことを考えると、後継者不足なりなんなり、いろんな無形の文化財の継承の難しさというのは、どのニュースを見ても分かるんですけども、しかし、ここで何とかということで立ち上がっている無形民俗文化財も出てきていますよね。したがって、これだけの歴史をつないできたものを何とかしてほしいなという思いであります。いろんな糸口なり手法なりなんなりを駆使して何とかつないでいただきたいと思っていますが、普通の手法ではなかなか難しい状況になっていると思います。発表の舞台といっても踊れる状況ではないとすれば、その以前の問題から考えていかなければならないと思いますので、その辺の考え方についても教育長の考えを伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 先ほどの答弁でまず書いたところは、小中学校や各地区催事での披露を通してという文言を記述したわけなんですけれども、披露というのは、やはり実際に自分の目で見て、ああ、いいな、すてきだな、踊ってみたいなどと、そういうのがないと、興味、関心は湧かないんだと思います。ですから、公民館にDVDはあるんです。DVDを視聴するというのも一つの方策だなということは考えております。考えた上で、できるのであれば、生で披露できれば、やはり長い、生き続けてきた伝統を生々のライブ感で、それが一番理想だなと思ったところです。

それで、話はあっちに行ったりこっちに来たりになるんですけども、代々受け継がれてこられて、大瓜の方の思いというのをやっぱり一番大事にしないではいけなくてはいかないかな、特に保存会の方の。

私は、課長とか、補佐とかと何人かでチームを組んで、実際に顔を合わせて大瓜の保存会の方とお話をしながら、今の状況は、本当にどういう形で踊っていただけるのかどうなのかも含めて、そして、どういう引継ぎの方を望まれるのか。こちらがいいと思ってやっているけれども、それがもしかすると、こっちは望んでいないんだということがあってもいいので、私は、歴史はすごく大事にしないではいけなくていいものだと思う

いますから、だからこそ、お会いしてお話をしながら進めていきたいなと思っていますところですよ。

それで、もう一度戻るんですけども、一番は生で見ていただく、そしてDVDなんかで私も見てみたんですが、今の高校生ぐらいの子で踊れている子がいるようなんですよ。その子たちが小学生のときに、女の子3人の画像が残っているんですけども、その3人は、自分自身で踊っているんです。一緒に踊っている子の姿を見るわけでもなく、一人一人それぞれが手振りだとか、身振りだとか、足のステップだとかができるので、もしかすると、そういう子たちの力を借りながら、ライブで見せることもできるのかな。

ですから、ずっといっぱい歴史を積んできたお年を召した方の踊りもあるだろうし、もしかすると、40代、50代の方、もしかすると高校生の方だとか、そういう方の発掘あるとかをしながら、何とか生でというのをまず一つ一番考えたい。そして次に考えられるのが、DVDがありますから、それを見ながら実際の、先ほど話がありました衣装を見せてだとか、こんな音が鳴るこの楽器、楽器という表現が適切かどうか分かりませんが、こういうのがあると。そして神楽ですから意味がありますので、この踊りはこういう意味があるんだよということを考えながらできればいいかな。具体的に今中学校で、次年度7月ぐらいに、全校でその神楽を観賞になるのか、学習になるのか分からないんですけども、時間も取っていただいておりますので、そこでまず一つ進歩、一歩踏み出せるかなと考えていたところですよ。そのような形で多様に考えていければなと思っていた、考えていたところですよ。

以上です。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 産教のときの説明、そして、そこから教育委員会としては、非常にそこまでお考えくださっていたということに敬意を表したいと思います。何としてもやっぱりこの機会を逃したらかなり難しい状況になるかなという感じがするものですから、まず、また一つ私としての提案があります。

衣装を旧給食センターに保管している。踊ることは難しいかもしれないけれども、今踊りの経験者がいらっしゃるわけですから、その方々に衣装を着てもらって等身大の写真でも撮って、今度、民俗資料が多目的施設に行きますから、その辺りの一角に展示するというのも少しは近づける方法になるのではないかな。そういうところから少しずつ盛

り上がりを見せるような形になればいいかなと思っております。

大瓜から、保管場所について旧給食センターというところになったときに、多分村長もいろいろとご相談があったことなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 質問であれば、答弁を求めるのであれば。

6 番（赤間しづ江君） そのとき衣装を旧給食センターに預けるといったときに、村長としてもそういう状況の相談はあったんでございましょうか。伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私が多分就任する前の状況の令和5年だと思います。私、令和5年4月ですけれども、その前の令和5年でも、1月から4月まで4か月間の中での保存の状況、そこだったと思います。私は、全然そこは、給食センターに行ったのも分からなかったです。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。答弁はどなたかに求めますか。では、教育長並びに教育委員会として理解、把握している方、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（堀籠 淳君） 大瓜神楽保存会の衣装類の旧給食センターへの一時保管という扱いで、その場所に搬入をした日が令和6年3月22日の日になります。その際に対応した職員は、当時の課長外担当者2名、大瓜神楽保存会の方が4名立会いの下、搬入の作業を行ったということでございます。

議長（高橋浩之君） すみません。確認ですけれども、今、社会教育課長、令和6年と言いましたけれども、令和6年のこちら、もう一度。社会教育課長。

社会教育課長（堀籠 淳君） こちら、業務の報告上は、令和6年3月22日に旧給食センターの和室へ搬入したということでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 大瓜の保存会の方々が中心で保管していたものを村の施設にという前に、村長部局には何のあれもなかったということなんですか。その辺も確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いや、やはり大瓜神楽という部分で、教育部局という形で、教育委員会での判断の下に、多分そのような形にしたのではないかと今推測するところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 当然村の施設に保管させていただくわけですから、お話があったのかなと思ってこの質問をいたしました。お話があったとすれば、その状況を聞いて、村長はどう思ったかを聞こうと思ったんですけれども、どうですか。今までの話を聞いて、今後のあれも絡むことですし、答弁をお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 赤間議員からこの質問をいただきまして、給食センターの和室に衣装はあるということを確認させていただきました。

そんな中で、今回大衡城、再来年、解体を進める予定でございますので、その中で、多目的施設に文化財でいろいろとお預かりしている部分を移動するということが来年度になりますので、そこにあるのであれば、その衣装をそこの多目的の体育館、そちらに移動するのがいいんじゃないかということで、社会教育課長に提案をしているところでございます。まさに今赤間議員が言われたような形で、今私も考えているところでございます。

そんな中で、やはり今大瓜神楽、私も地元の隣という形もありますし、大瓜神楽の神楽は小さいときから見ておりましたし、踊っていらっしゃったおじちゃまたちは、本当に私も大変お世話になった方々で、今は亡き方々もたくさんいるんですけれども、そんな中で、やはり何人かの方は、もしかすると、こんな鐘を鳴らしたりとか、踊れる方もお1人の方は私、分かっている方がおります。そういうような形でお願いできればいいんじゃないかなと思っております。

やはり先ほど教育長が申したように、今回中学校で、こちらの大瓜神楽の鑑賞会、そういうものもするということで、その場にもその方々が行っていただけるのであれば、それも一つの方法ですし、また、今何歳から、40歳近くの人たちは、小学校6年生のときに学芸会というところで皆さんが披露したんです。大瓜神楽の伝承を披露した子供たちがおります。学年で披露して、本来であればそれが続いて、ずっと続いていけばこういうことはなかったと思いますけれども、それが途絶えてしまった。やはり学校現場もそれに興味を持つ先生がいなくなったときに、やはりそういうことが途絶えてしまったり、様々こちらのアピール力も足りなかったり、行政のアピールも足りなかったりする部分がありますから、今後は、やはりせっかく無形文化財として唯一のものでありますので、今後何とかして継承するような形、そういうものをつないでいける、そのような形で私も考えてまいりたいと思っているところです。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） その衣装の中には、将来子供たちが踊るときの衣装、それもまだ袖を通したことの無い衣装が含まれていることも伺っておりました。やっぱり大瓜の保存会の方々は、そこまで考えてつないでくださっていたんだなという思いがいたします。ぜひさらにあの手この手で何とか息を吹き返せるように、ひとつご尽力をいただきたいと思います。

次に、おおひら万葉おどりの件について伺います。

おおひら万葉おどりは、村民がいつでも踊れるようにということで、村の新伝承芸能として平成9年に誕生しました。岩手の黒川さんさ、盛岡のさんさ踊り、それから大瓜神楽の振りつけを生かして、宮城教育大学の、当時佐藤雅子先生という、この先生の考案の下でつくられた踊りです。演目は2種類ございます。万葉さんさと万葉ばやしです。万葉さんさは、盛岡のさんさ踊りからヒントを得た。万葉ばやしは、大瓜神楽の動きからヒントをもらったと伝えられております。はやし言葉のさっくらちょういわやっせというのは、幸せを呼ぶ、幸せが来るという意味が込められているそうです。平成9年頃は、各地区に踊りの舞踊愛好会がありました。そういう方々が、普及発展に大いに尽力してくださったという経緯があります。その後、万葉おどりコンテストがあったり、総踊りの、何というんですか、万葉まつりでは、そんな披露も行われたあれです。万葉おどりは、やっぱりこの大瓜神楽がここにも関係してくる踊りなんです。ところが、万葉おどり愛好会のききょう会の方が、今担っているようですけれども、おはやし方は、笛と横笛は、大衡村の職員の並々ならぬご尽力に支えられているといった状況を村長もお分かりですね。ここをやっぱり何とかしなければならぬのではないかと考えて、この質問をいたしました。練習会の状況もまだいまいちのような状況ですし、こういうつながりのある大衡村が、万葉の里ができたことによって、万葉の森ができたことによって、ぜひ普及させようと考案されたあれですから、その辺もよくよく含んだ取組をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺の考え方についても伺います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） おおひら万葉おどりでございますけれども、今お話がありましたとおり、なかなか練習会の呼びかけをしても参加者が集まってこないという現状がございます。順番の問題というか、やはりコンテストを開いて、再開させまして、やはり目標をつくるのが大事なのではないかなと。先ほどお話ししました大瓜神楽と、現状という

か、踊れる年齢層とか、数は違うと思います。おおひら万葉おどりのほうは、まだ幅広く、そして覚えている人たちも多いのではないかなと思っています。私が校長時代も運動会で行っておりました。そういう踊れる層が多いので、コンテストを開いて、そこに参加者を募って、参加するためにみんなで練習会を開きましょうという形に何とか持っていけないかなと今考えているところです。万葉おどりの練習を通して、地域のコミュニティーづくりであるとか、コミュニケーションを図るだとか、いろいろ副産物的なよいものが生まれてくると考えているところでございます。ですから、練習して伝承していくということは大事なんですけれども、まず、練習ありきというよりは、なかなか実を結んでいなかったもので、コンテストを催しながら練習をして伝承していくということで今考えているところでございました。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 踊りは、本当に期待ができそうですが、問題は楽隊です、はやし隊。何とかここを育成してほしいなと思います。今伝えられる指導者がいますので、ひとつその辺も増やしていただければ、なお相乗効果で盛り上がるのではないかと思います。

大瓜神楽にしても万葉おどりにしても、分野が教育委員会分野だけだという感じでいられたのでは困りますので、やっぱり村を挙げて取り組んでいかなければならないということで、やっぱり村長のお働き、お声がけ、調整能力に優れている方ですから、ひとつその辺もしっかりと状況を説明して、ご協力をいただく働きかけをぜひ村長の力でお願いをしたいと思いますので、その辺の決意もあれしていただいて、この質問を終わりにしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今教育長が申したように、やはり万葉おどりもコミュニティーの一環とするということがとても大事。コミュニティーづくりは、今なかなかコロナ禍以来、皆さんと隣の人でも今本当に会う機会もなくなっておりますので、この万葉おどりを何とか地区で盛り上げていただいて、地区の村民運動会がなくなりましたので、この間、いろんな話の中では、村民運動会に代わるような形で、万葉おどりコンテストができないものかとか、そういうことが、区長会の中でこれから区長と共に考えていながら、そういうことを提案することで盛り上がるができるものなのか。また、20代でもやはり踊り手として、東京にいたんだけど、先日のお祭りにはきちんと帰ってきて踊

った子がいました。そういう子も今回帰ってきていまして、今出産したばかりでいますけれども、そういう子の力も借りながら、本当に携わった子供たちがいますので、今そういう部分では、どんどんそういうちょうどいい年齢とかになっていますので、いる方々のそういう年齢層を発掘しながら、これから万葉おどり、万葉ばやしと万葉さんさですか、こちらを発展につなげていきたい。

また、本当に太鼓と笛です。横笛です。こちらはやられる方は、本当に少なくなつてございます。実は出来始めたときに、初めのとき、私が太鼓、そして娘が笛という形でやっておりました。ですので、私も太鼓をたたくことが一応できるので、そのところも自分も含めながら頑張つてまいりたいと、そのように思つてございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。時間、大丈夫です。

6 番（赤間しづ江君） 村民歌にしても無形文化財大瓜神楽、歴史のある万葉おどり、心のよりどころとしての文化、それを本当に大事にしてほしいと思つております。もうハード面のあれは進みました。しかし、そういう面を本当に大事にしていきたい。これが万葉のまちづくりの基本なんだろうと思つていましたので、その辺を最後に言つて、本当に終わりにします。

以上です。

議長（高橋浩之君） 改めて、村長。

村長（小川ひろみ君） 心のよりどころ、やはりそのところをこの胸にきちんと止めましたので、これから大衡村、万葉の里としてうたっている以上、様々文化を大切にし、また、憲章も大切にし、村民歌も大切にしながら、やっぱりふるさと、先人の方々の思いを一つ一つ心の中に置きながら、これから職員一同、職員も含めて様々この文化の継承に、縁あつて大衡の職員になりましたので、職員にも伝承、そういうものも伝えていきながら、大衡村村民一丸となつて頑張つてまいりたい、そのように思つてございます。

議長（高橋浩之君） 以上で、赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を午後 1 時 15 分といたします。

午後 0 時 1 2 分 休 憩

午後 1 時 1 5 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位 5 番、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 通告順位 5 番の山本でございます。

私、一般質問 2 回目ということで、今年度 2 回目ということでお話しさせていただきます。題としては、空き家周辺の環境整備ということで質問させていただきます。

11月17日に総務民生常任委員会で、移住定住の観点での説明があったわけであります。改めて一般質問で質問させていただきます。

この空き家については、全国的に一つの問題ということで、皆さんご承知のとおりだと思います。当大衡においてもだんだんだんだん件数が増えてきているというところがあります。私の地区蕨崎の地区においても 6 件という空き家が存在しております。

そこで、区長、民生委員方々には、この空き家についての調査や情報の提供をいただいていることに感謝を申し上げます。空き家については、所有者の様々な理由で空き家になっているということであります。一番は、後継者がいなかったり継承者、相続者がいないという問題が一番大きな問題かなと認識はしております。その中で、この空き家について、周辺の環境の整備が、もう木が生い茂って家が見えない。どうやって玄関には入っていったらいいのかということも懸念されております。また、防災の関係、自然災害の中で、いつ起こるか分からない自然災害、地震、岩手では、今山火事の問題だったりということで叫ばれております。一番は火災、火災も人的な火災、あとは自然発火というのも考えられますので、そういった環境をあくまでも少なくするためにもこの環境についての問題は、必要性があるのかなと思います。

また、農地だったりで今イノシシ等の被害もあるわけであります。その空き家が、そういった野生動物のすみかにならないようにするためにも、人の目が行き届くような環境づくりが必要ではないかなと思って質問させていただきます。

1 つ目として、いろんな情報の中で空き家の件数、その中で空き家バンクという部分があります。その状況をまず 1 つとして質問させていただきます。

2 つ目として、空き家の所有者の調査ということで、区長を通じてそういった情報があって、その調査の結果が示されております。その状況を 1 つ。

3 つ目として、これからつくられる空き家対策協議会の内容を示していただければなと思います。

4 つ目として、本当に所有者が管理できない空き家、土地だったり、そういうものを村としてどのようにしていくのか。実際もう所有者の方々が若干分からなくなっている

ようであります。そういった対策をどのように考えていくのかということです。4点ほど質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、山本信悟議員の、空き家周辺の環境整備についてとの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、空き家の件数と空き家バンクの状況はとのご質問ですが、昨年、各地区行政区長の皆様方にご協力をいただいて調査した結果、村全体の空き家件数は61件となっております。そのうち、空き家バンクに5件の登録をいただき、そのうち2件は成約済みとなっておりますのでございます。

空き家バンクの利用登録者につきましても令和5年度末時点で6名でしたが、令和7年2月末時点での登録者数は14名と倍増しており、本村の空き家バンクに対して多くの関心を寄せていただいている表れと認識しているところでございます。

次に、2点目の、空き家所有者への調査の結果についてとのご質問ですが、1点目で申し上げました空き家調査の結果を受け、現在の空き家所有者について、税務課の管理している課税情報を基に宛てどころが判明した43名に対し、現況や今後の活用方法について意向調査を実施いたしました。

その結果、23名の方から回答があり、空き家となった理由は何かという質問については、住んでいた方が亡くなったためと回答した方が最も多く、空き家の管理上、抱えている問題点としては、管理の手間がかかることが大変と回答された方が最も多かったことから、急な相続等で空き家を所有することになり、管理に苦慮されている方が多数いらっしゃる事が判明したところであります。今後も継続的に空き家バンクや各種補助金に関する周知を行い、空き家の適正な管理及び利活用を促進してまいります。

続いて、3点目の、これからつくられる空き家対策協議会の内容はとのご質問ですが、正式名称を大衡村空家等対策協議会と称し、国で定めた空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、設置する協議会でございます。

協議事項といたしましては、空き家等対策計画の変更等に関する事項をはじめ、空き家等が倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態やその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、いわゆる特定空家に該当するか否かの判断も当協議会で行うものであります。

なお、協議会の委員は、地域住民、不動産や建築等に関する学識経験者、関係機関または関係団体の職員等を選任するものとしてございます。

最後に、4点目の、所有者が管理できない荒廃した空き家や土地について、どのような対応を考えているかのご質問ですが、たとえ空き家といえども個人の財産であり、村や役場であっても個人の所有物に直接的に何かを行うということはできないため、まずは所有者において適正な管理がなされるよう促すことが、対応の第一歩であると考えております。

その場合において、是正がされない場合においては、大衡村空き家等適正管理に関する条例施行規則に基づき、指導及び勧告を行い、場合によっては措置命令を行うことも可能であります。

なお、所有者の高齢化や遠方に居住している等の理由により、管理が行えないため、空き家を手放したいという場合には、空き家バンクを有効に活用いただき、空き家問題の解消につなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 1 丁目の中で、空き家の件数61件ということで示されております。

そこで、空き家バンクにつきましては、今年2月時点では14件、14名ということで増えている部分はいいのかなと解釈するわけであります。そこで、空き家バンクの14件、当初は5件の中で進んで、2件が空き家じゃなくなって人が入るということで理解するわけであります。

そこで、14件の中でこれから空き家に住もうかなという方々は、今の状況では、何件かあるんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 企画財政課長、渡邊課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 5件と14件の関係をまず整理しますと、空き家として村内に61件あるという形の中でお声がけさせていただいて、エントリー、貸したり売ったりしていいという方が5件、物件が5つあると。そのうち、ホームページにその状況을載せておりますが、借りるなり売るなりが決まったものが、このうち2つありましたということが、まず1つでございます。

逆に、6件から14件に増えたほうは、大衡村内で何か貸してもらえる、買える物件はないですかというほかからの声の方が、村内の方もいますけれども、そういう方が当初6人だったんですけれども、今14名いるということでございます。

ですので、引き続きほかの物件についてもいろいろお話は来ておりまして、実際に内覧といいますか、中を見せていただきたいとか、そういった声も出てきておりますので、さらなる成約につなげていきたいなと思いますし、時期を見て、また定期的に5件以外の、61件の中の5件を除いた以外の方々についてもいろいろな条件を整えばまたエントリーしてもいいと、誰かにお貸ししたり売ってもいいという方も増えてくるかと思いますので、そういった方々にも引き続きアプローチを続けていきたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 失礼しました。認識の違いというか、ごめんなさい。

5件中のバンクの中で2件が成約というか、もう空き家ではなくなっていると。この登録者というのが、ごめんなさい、本当に私の認識不足だったと思います。村内外からないですかという人たちが14名いるということでありますね。実際の本当の空き家バンク、5件、今3件だけなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、お貸ししてもいい、売ってもいいという物件については、今のところ3件ということでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 認識の違いというか、勉強不足でした。ごめんなさい。

ということで、今の現在の件数としては3件ということで、その3件で入ってもいいよねとはまだなっていないんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） そこはまだ成約に至っていないところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 分かりました。この空き家バンクに何件でも登録していただいて、小まめに情報を流していただければなとお願いしたいなと思います。

続いて、2点目の空き家調査の中に進ませていただきます。

実際空き家が61件ということで、調査された件数が43件、そして18件の人というか所

有者には、この調査する用紙が送付できなかったとあったわけであります。その送付できなかった理由と、実際税務上の中で、個人の特定している訳ということで答弁いただきました。この税務上の中で、実際税金が、空き家で納入できているのか。その辺、分かればお願いできればなと思います。

議長（高橋浩之君）　まず、村長。

村長（小川ひろみ君）　税務課の三塚課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君）　税務課長。

税務課長（三塚利博君）　この送付できなかった12件のちょっと具体的な内容までは、ちょっと私では分かりかねるんですけども、今税務課、課税されている物件で、相続人が存在しない、いない、もしくは相続人が全員相続放棄をしているというような案件が6件ございまして、税金の課税はさせていただくんですけども、送付ができないため未納となっている案件でございます。こちらにつきましては、税法による不納欠損の該当要件になりますので、こちらは時期が来ましたら不納欠損しているというような状況でございます。

なお、こういった案件につきましては、ここ三、四年発生しているような状況でありまして、山本議員の最初のお話にもありましたとおり、全国的に問題になっている案件であります。村でも今後もこういった案件が増えてくるのかなと感じているところであります。この対策の一つでもあるかと思っておりますけれども、不動産登記法、こちらで相続に伴う不動産登記の変更の義務化を令和6年、去年の4月からスタートされておりますので、なお、こちらもご回答させていただきたいと思っております。

なお、十数件のうち6件がそういうような状況で、そのほかにつきましては、もしかすると固定資産税の免税点になっているような案件につきましては、ちょっとこちらで把握できかねているところもございます。

以上です。

議長（高橋浩之君）　山本信悟君。

1 番（山本信悟君）　いろんな所有者の理由の中で、親が亡くなって、突然に亡くなってという答えが多かったということで説明を受けております。相続ですね。親が亡くなれば相続は子に来るとというのが普通な中で、親が亡くなっても、その上に、おじいさん、おばあさん、もっとおっぴさん、そういう流れで相続が難しくなるということで、今税務課長言った登記の義務ということが、なおさら大事になってくるのかなという答弁、説明

を受けて、大事なのかなと感じています。

18件の未送付者に、これからそこに対しての対応というのが、なお難しくなるのかなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 企画財政、渡邊課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 調査当時には、そういった不明というところがあったわけですが、その後どういう状況か、また改めて確認をしたりとかをしまして、データについても更新しながら、分かり次第対応していく。当然書類上の確認というのもありますし、周辺への聞き取りとか、区長にも同行いただいて現地は調査をさせていただいておりますので、なかなかその個別具体的なところまで、逆に今度その18件の潰し方に入っているというところではないので、さらに、今3月ですので、新年度から今度そういったところに特化した調査をまた改めて進めていくとか、当然その辺は確認させていただきたいと思います。

一つ参考までに申し上げますと、税の情報についてもなかなかそのほかのものについて流用するといいますか、使うというのが厳しいところではありますけれども、もう話題になっているとおり、それについては、国土交通省の住宅局なり総務省の自治行政局等において通知が来ておりまして、固定資産税の課税のために利用する目的で、保有する空き家等の所有者に関する情報の内部利用等についてという通知が、もう既に平成27年からされております。それに基づいて、役場の中で税務課が持っている情報を、今でいいますと移住定住の空き家担当課である企画財政課が照会するといいますか、お互いに情報を共有し合うということが可能だということに基づいて、これで一気に空き家問題の不明を調べる一つの手がかりとしては、平成27年の段階では、一步国で踏み出す施策をされているということでございます。これに基づいていろいろ税務課から情報をいただいたりとかをしておりますので、その辺の動きについてもまた役場内部でも共有しながら、できるだけその所有者の特定なりに向けて努力をしていきたいなど、今後も引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） そうですね。一つの事業の中では、庁舎内の共有というのは、少なからず多かれ、絶対必要なことだと思います。なおさら所有者の特定となると、個人情報の問

題が一番問題になるかと思います。そういったところでちゃんと法に照らして、仕事を行っていただければなと感じるわけであります。

続いて、3点目ということで、今から協議会が立ち上げられるということで、まだ立ち上がってはいないんですね。まず、そこから。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 協議会につきましては、新年度になってからの立ち上げということで考えております。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） これからということで、大きな要綱、要領は、多分ニュアンスはできているかと思います。答弁の中では、いろんな適切な管理ができなかったりという文言、そして生活環境の保全ということで、この答弁に基づいて要領をつくっていくのかなと認識するわけであります。

そこで、一つの提案なんですが、大衡村空家等対策協議会の中で、答弁の中で、著しく環境を阻害だったり周辺の生活環境保全だったりということで示されています。一つの私の思いであります、その中に生活環境、景観だったりということで、例えば作業支援なんかを盛り込んではいかがかなと。例えばボランティアという言葉がいいか悪いかは分かりませんが、道路からどこから入れればいいんだという家の門口なんかがあったりすれば、そこを地域で管理できればいいのかなという思いで、作業賃金なんかも協議会の中で、要領、要綱の中で、1 回出たら、極端に言えば3,000円、5,000円という単純な数字ではありますが、そういった要綱の中で、地域でできることを、お手伝いを作業賃なんかで行政が関わってくればいいのかと思っておりますが、そういった考えはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 提案として、地域で地域の方々が、著しく景観を損なうとか、様々な部分の空き家に対して手を加えて、ボランティアという形ではできないかというような趣旨だと今取っております。なかなか空き家に、先ほども申したように、物件に対する所有者の特定とか、もう何十年、年月が結構たっている、経ている物件だとか、様々な所有者が本当にどこにいらっしゃるか分からない、そういう部分で、そこに行政が入って草刈りだとか、そういうことをするというのは、とても難しい状況になるというのが現状だと思います。何であれ、やはり所有者の方々の許可を得なければ、様々なことはで

きませんので、そういうことを加味すると、そういうことについて、地域の中で区長がいろいろ空き家の物件とか、そういうことの調査はしていただきましたけれども、そこに行政として手を加えていくということが、なかなか今の段階では難しいことが今の答えになります。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 今の村長のお話にちょっと補足といいますか、つけ加えさせていただきますと思いますが、山本議員のお話ですと、空家等対策協議会の中でというお話でしたので、その辺、ちょっと整理をしてお話しさせていただきますと思います。

想定しております協議会の所掌事務、中で協議する内容については、あくまで空き家等の対策計画というのがありますけれども、それらの策定とか、変更、あとは空き家等が、先ほど申し上げましたとおり、特定空き家等に該当するか否かの判定を、第三者委員会みたいな形になりますので、それらの代表者の方で、特定空き家に指定して何かアクションを起こしましょうということをその場で判断する。あとは空き家対策に関して必要な事項ということでありますので、直接その協議会の中に、作業賃を幾らにするかとかというのをちょっと載せることについては、今のちょっとお話しした内容の中では、ちょっと違うのかなというのがありますので、またそういったことについては、こういった協議会でそういう内容について揉んで、別途そういう何かを要綱を設けるとか、そういった形になろうかなと思いますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） なかなか協議会を通じて、この協議会長の名前で所有者をいじめるわけではないですが、そういったことになるか、ならないか分からないですけれども、あくまでも周辺整備の中で、こういったせっかくつくる協議会の中で、気づいた方々の御礼ではないですが、そういった要綱を入れていただければ、おのずと気づいた方が作業できるのかななんて思いが、この質問となっております。その辺の要綱の中で協議していただいて、どういった方向が一番景観も阻害しないような環境にいけるのかなという、その議論をしていただいて、協議会の在り方を示されればいいのかと感じております。

次の4点目にもそういったことになる回答もありますので、最後には、行政側ということに、もうどうしようもないところは、もう行政側ということになりますので、その辺も踏まえながら、協議会の在り方をお願いできればなと思いますが、もう一回お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 協議会の構成委員のメンバーでありますけれども、地域住民、行政区長会の会長も想定しておりますし、ホーム、不動産、建築等に関する学識経験者の方々、関係機関の関係団体の職員、その他、私、村長が必要と認める者という形になります。このメンバーの方々は、やはりその空き家とかについて熟知している方々もいらっしゃいますので、その中で、やはり先ほど渡邊課長も申しましたけれども、協議会が行う事務としてきちんと3項目を挙げておりますので、そこについて、まずは協議していただくことがまず前提でございます。その他様々いろいろ地区によつてのボランティア作業をするだとか、そういうことのところにまで踏み込んだ協議会の内容は、なかなかできないということをご理解していただかなければいけないかなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 理解というのは、協議していただいて、その辺もメンバーの中で理解していただければなと。逆をお願いしたいなと私からするわけであります。あくまでも空き家といっても地域の一つの財産ではないですけれども、地域の中で育ちながらいた方々の歴史もありますので、あくまでも所有者ということもありますが、昔あそこにあんな人がいたなとかというのも地域の中では出てきます。今どうなっているんだろうなというのも話の中でもありますので、あくまでも所有者ということにはなりますが、地域で応援できる部分ができればなと思っております。その辺も加味しながら協議会の方向性を位置づけてほしいなと思います。どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 空き家を地域の中でという山本議員のやはり温かい気持ちが、本当に伝わるような指摘だと思いますけれども、やはり空き家になる前に、地域でコミュニケーション、コミュニティーの大切さ、そういうものをこれから大切にさせていただいて、そうなる前に様々なことをみんなで話し合つて、自分の家族だけじゃなく地域にもお話ししてもらおうということも一つの方策ではないかと今感じてございます。やはり空き家になってからどうのこうのというのは、本当に難しいところでもありますので、そういう部分でも山本議員の温かい気持ちをこれからも地域の方々に伝えていっていただき、空き家にならないような形で、空き家になったとしてもこれから地域でどのような形か、やっていけるかどうかはまだまだ分かりませんが、そういう形でも地域住民の

方々がまとまって、考えがまとまればそういうこともできるかもしれませんので、そういうことも地域に帰って、いろいろとお話をしていただいた中で、こちらの、とにかく協議会というのは、また別だということをご理解していただきたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 協議会は別として、地域は地域で見守ればこういう対策も必要なくなることは分かります。あくまでも個人所有ということが引っかかるわけであります。

そこで、情報として欲しいなと思ったんですが、まず、空き家の片づけだったり解体、この件数とかは何件かありますか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 現在のところは、いずれもなしでゼロでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 交付要領はできているが、まだ一件もないということで、これがいいか悪いかは分からないですけれども、本当に所有者の認識があれば、多分こういったことにも取り組んでいくのかなという思いがあるわけであります。せっきくの交付要綱、要領があるわけですが、この調査したときに対してこの要綱、要領は、一緒に情報として流しているんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然アンケート調査等を送付する際にそういった制度があるということはお知らせしておりますし、実際に補助をするまでに至っておりませんけれども、四、五件ですか、相談はありました。実際に今それを活用した動きは、先ほど申し上げましたとおり、そこまではいっていない、ゼロだということでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） この補助制度がありますので、調査した方々へ再度でも構わないかと思えます。ぜひ利用されて、自分が所有者として認識させるのも一つの点なのかなと考えるわけですが、その辺もどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） そのアンケート等の概要を先ほどお話しを答弁でさせていただいたつもりですけれども、以前にも、令和4年度にもアンケート調査を実施しております、それらの結果を受けて次のアプローチとしてそういう制度、まず、家財等が片づ

けられないので貸すことができない。あとは遠隔地に住んで、大衡村に戻ってくる考えはなくて、ただ、処分するにも金がかかるということで解体もできないというような声がありましたので、そういった制度を設けたわけであります。今回の再度確認調査を行った上での細かい内容だと、売りたい、貸したいという方は大部分いらっしゃるんですけれども、解体したいという意向もあったんですけれども、なかなかそこが掃除、また、管理の手間、農地もあって一体的に処分するために困っているとか、あとは貸したいんですけども、家財を片づけてもいいんですけども、リフォームしないと貸せないんじゃないとかですね。売りたい、貸したい、こちらはバンクで何とかなるんですけれども、売りたい、貸したいんですけども、相手がいないとか、うまく接点がない、そういう方こそ、どうぞ登録してくださいということで、登録に至ったりもしております。そもそも論としてどうしたらいいか分からないという方々も多数いらっしゃるということで、やはりそういった方々、先ほども申し上げましたとおり、また状況が変わっている場合もありますので、定期的にフォローしながら、状況が変われば。いろいろ大衡を取り巻く環境も変わってきておりますので、そういったところに住みたいという方も、先ほど申しましたとおり、14名今登録されておまして増えていく傾向にありますので、うまくその橋渡しをできればいいかなと思っております。

ただ、どうしても不動産の取引になりますので、仲介とかは我々ではできませんので、両者に対しての橋渡し役という形であります。そうすると、また不動産のトラブルとかにつながりやすいものですから、協力をいただいております不動産業者とか、お話があれば、そういったところを介しながら成約につながるように、交渉していただくように、お手伝いもアドバイスもさせていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） いろんな面でご苦労をかけるわけであります。全国的に空き家については、問題がいっぱいあるようでございます。これからの一つの問題として認識するわけであります。地域も大事にしながら、地域がよくなれば行政もよくなるということになりますので、それを踏まえながら切磋琢磨していきたいなと思って、質問を終わりたいと思います。

以上になります。

議長（高橋浩之君） 答弁は。村長。

村長（小川ひろみ君） 空き家問題は、本当に全国的に大変な問題になると思います。いろい

ろ片づけ費用とか、そういう部分についても村としてもしているけれども、なかなか認識不足もあるかもしれないし、こちらの啓蒙といいますか、啓発といいますか、そういうことも少ないのかもしれない。とにかく空き家にならないような対策というのが、まずは大事なかなと思っておりますので、それも踏まえて、本当に費用もそんなに高い支援ではないので、そういう部分もあって、手出しが多分多くなるというのが、片づけは本当にそう思いますので、そういう部分もやはり所有者の方々、遠方にいる方々だったり、もう全然本当に誰も関わりのない方も実際にいるという形であります。これからいろいろ注視しながら、山本議員がおっしゃるいろいろな思いをこれからもどのような形に盛り込んでいけるかは、いろいろと検討しながらやってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 以上で、山本信悟君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を午後２時15分といたします。

午後２時０３分 休 憩

午後２時１５分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位６番、遠藤昌一君。

９番（遠藤昌一君） ６番、遠藤です。

議長（高橋浩之君） 遠藤議員、申し訳ない。もう少しマイクを近づけてください。

９番（遠藤昌一君） 私は、２件ほど通告しておりまして、１件目は、浄化槽利用料金算定基準について、２件目は、子ども議会など、若い世代の声を政策に反映する計画があるかについて、通告しております。

まず、１点目ですけれども、下水道使用料金は、使用料に応じた算定であり、浄化槽料金は、槽の大きさに応じ、３段階の定額料金設定になっているが、浄化槽利用者からは、下水道料金と比較すると高いとの声があるが、料金の改定、検討についてお聞きしたいと思います。

議長、ちょっとお願いしたいんですけれども、長く読んでいますと目のちょっと疲労がありますので、中断するときもありますので、その辺はご理解していただきたいと思います。

それで、浄化槽の1点目です。浄化槽料金基準についてです。浄化槽を利用されている方、下水道利用料金と比較し、料金が高いとの声もあり、議員活動の一環として質問をさせていただきます。

私自ら都市建設課に足を運び、下水道利用料金と浄化槽利用料金について説明を受けましたが、下水道利用料金は、使用料に応じ、10立方メートルまででは1,100円、20立方メートルで2,250円、30立方メートルで3,460円、30立方メートルを超えればですか、4,070円の4つに区分されているという話を受けました。

浄化槽にあっては、必要に応じ、定額料金、皆さんもご存じだと思いますけれども、5人槽で3,500円、7人槽で3,700円、10人槽で4,000円。対比すると、おのおの2,400円、2,600円、2,900円。20立方メートル2,250円との対比は1,250円、1,450円、1,750円。30立方メートルまでですと、3,460円に対して40円、240円、540円割高に算出しておりますけれども、比較して高いか、低いか、まず、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 遠藤さん、遠藤議員。全て一括で一回子ども議会まで通告。

9番（遠藤昌一君） なかなか十何年ぶりの質問なので、あべとぺになってしまって、大変失礼いたしました。議長からご指摘を受けましたので、子ども議会まで。

子ども議会ですが、若い世代の声をということで、その声を政策に反映するか、また、村長として計画があるかお聞きしますということでございまして、先走ったけれども、まず、浄化槽の件についての答弁をお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。質問は通告のとおりでございます。

村長（小川ひろみ君） 遠藤昌一議員の1件目の、浄化槽利用料金算定基準についてとの一般質問にお答えをいたします。

1点目の、下水道利用料金は4つに区分されているが、比較表では下水量30立方メートル利用者より高くなっているのではないかとのご質問ですが、下水道使用料金が使用量に応じた従量料金制であるのに対し、浄化槽使用料金は、使用水量にかかわらず、浄化槽の大きさ別に一定の料金を支払う定額料金制となっており、浄化槽5人槽で月額3,500円、7人槽で3,700円、10人槽で4,000円となっているところでございます。

ご質問の下水量30立方メートルで比較した場合、下水道使用料金が3,460円に対し、浄化槽5人槽と比較しても、浄化槽のほうが高くなっているところでございます。

次に、2点目の、下水道利用者の1世帯平均使用水量はとのご質問ですが、一般家庭での平均使用水量は、18立方メートルとなっているところでございます。

次に、3点目の、利用者に見えない経費として、電気料金がかかることを設置前に説明されているかとのご質問でございますが、浄化槽本体を村設置型で希望される方からは、戸別合併処理浄化槽設置申請書を提出いただくことになっておりますが、申請前の事前相談をいただいた際には、本体設置以外にブロワの設置が必要となること、また、ブロワの電気代はお客様負担であることを説明してございます。

なお、浄化槽利用者から、下水道料金と比較すると高いとの声があるが、料金値下げ検討の考えはないかとのご質問ですが、下水道会計及び浄化槽会計につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行し、法適化を図っております。公営企業は、その経営に要する経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算性が原則とされておりますが、現状、一般会計からの繰入金を含め、経営している現状を鑑みますと、料金値下げについては、大きな課題があると認識してございます。しかしながら電気料金負担も含め、下水道使用者との負担が大きく差が生じていることは、検討課題の一つと捉えてございます。

次に、2件目の、子ども議会など、若い世代の声を政策に反映する計画があるかとの一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、山形県遊佐町で開催している少年議会では、アイデアを政策に反映させるため、年間45万円の予算をつけているが、村長はどう捉えているかとのご質問ですが、私も議員時代に「子どもを行政参画に」という題名で「こども議会を定例化する考えは」との一般質問を行っており、遠藤議員の質問は、とても親近感が湧く質問でございます。

さて、本村では、平成16年1月に大衡中学校の生徒2年生を対象に、中学生議会を開催しており、議員となって参加した中学生にとっても、村執行部側も大衡村の子供たちの意見を聞くことができ、大変有意義な中学生議会だったと記録に残ってございます。

このような子ども議会を開催している自治体も数多くありますが、しかしその開催目的は様々であります。子ども議会の開催目的を議員がおっしゃるように、若い世代の意見を政策に反映させるための子ども議会を開催する考えは大変よいことであり、将来大衡村を担う子供たちが、自分の住む村についていろいろ知ることや疑問に感じることを質問し、何かを働きかけるという取組は、将来大人となり、地域社会や家庭など、様々な場面で大変役に立つ体験であると思います。

いずれにしても、子ども議会の開催は、子供たちが政治を身近に感じるとともに、村

政への関心を高めることとなり、我々執行部側にとっても、子供たちの斬新な意見や提言を聞くことができる貴重な機会でもありますので、小中学校と調整をしまいたします。

次に、2点目の、「村長への手紙」で、村長が就任してからの差出人の年代別の人数、そのうち18歳未満の登校内容はとのご質問ですが、村長への手紙につきましては、あなたの声でまちづくりというタイトルの下、実施しているもので、第6次大衡村総合計画の基本理念である「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」の実現のため、村政へのご意見や具体的な提案を受け付けているものです。

なお、今年度を例に挙げますと、広報おおひら7月号に折り込み配布し、9月30日までの期間受付をしたもので、頂いたお手紙は、私が一通一通直接目を通して回答をさせていただいているものです。

差出人の年代別ということですが、私が就任して以降の令和5年、令和6年度の実績では、10代以下が4通、20代が1通、30代が5通、40代が5通、50代が1通、60代が4通、70代が5通、80代が3通、匿名で年齢不詳のものが2通の計30通となっております。そのうち、ご質問の18歳未満は4通ですが、いずれも10歳未満のお子さんからの投稿内容でしたが、自然を壊さないでほしい、唯一の村を大切に、変わらないでほしいや戦争をやめてほしいですというご意見のほか、「お仕事頑張ってね。応援しています」「小学校楽しいよ。お仕事頑張ってね」など、私に対する激励の手紙となっております。

村長への手紙につきましては、今後も引き続き実施し、「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」の実現のために、村民の皆様のご意見を伺ってまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 先ほど村長からは、浄化槽のほうが高くなっているとのことですが、この算定方法は、村独自の方法を用いてやったものか、それとも近隣自治体を参考にしているものかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 建設課、後藤課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 浄化槽の料金につきましては、当時の個人管理の費用の部分を参考に、個人負担の軽減が図られるように料金を設定したものでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） これは公営企業云々ということで、それは私も理解しますが、先ほどお話ししたときに、それは公営企業は企業でいいんですよ。やっぱり今まで利用者の声を聞いてきたのか。聞き入れなかったのか。その中で、皆さんの、利用者のやっぱり割高になっているというような声も出てきているからこそ、私なりに、仕事をしながら、大方というか、おかしいけれども、こういう機会、このようなことでありますので、何か議会で質疑、質問してほしいというような要望というのはおかしいんですけども、そのような声があったものですから、村独自ではなくて、それはまだ答弁いただいていませんけれども、村独自じゃなくて、やっぱり近隣自治体の参考も入れるべきだと私は思います。というのは、いろいろと話を聞きますので。今もスマホだかよく、私、用語は分かりませんが、すぐに何だかカメラだか何だか分からないけれども、すぐ出てくるんだという、今の時代。情報というか。例えば富谷は、スマホで、何というかよく分からないけれども。こんなで、お姉ちゃんにも、ちょっとうちの娘にもちょっと、それはちょっと話が余談になるけれども、大和町の水道料だと立方メートル何々と単価が検索できるというか、答えが出てくるそうですけれども、繰り返すけれども、とにかく村独自の算定方法をやったのか。繰り返すけれども、他の自治体の、近隣の自治体を参考にして定額料金を設けたのか、まず、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 具体的な料金を設定したのは、先ほどお答えしたとおりでございますが、村長答弁にもありましたとおり、浄化槽の料金設定につきましては、定額制で定めている自治体と従量制で定めている自治体がございます。村につきましては、当時、定額制を採用している自治体を参考に、具体的な金額につきましては、当時の利用者の方々の利用負担が減るような形にということで、料金を算定させていただいておりまして、そうですね。当時定額制で料金を設定している自治体がございましたので、そういったのを参考にさせていただいたということでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 次です。下水道の使用料 1 世帯当たり平均に対して 18 立方メートルの答弁でありますけれども、下水道使用量 20 立方メートルで 2,200 円、これに対して、要するにそれを基準にしますと、大体 4 桁の差があります。要するに高くなっておりますので、さきに示した定額料金、5 人槽定額料金から 1,250 円、7 人槽で 1,460 円、10 人槽で

1,750円です。平均すると1,250円ですけれども、私は、とにかく下水道の定額利用料金から、後で述べますけれども、電気料金が年払い、月払いが出ますけれども、それを要するに差し引いて定額料金を見直してほしいというのが、私の本当の趣旨なんです。ですから、今言ったように20立法メートルを基準にしてもやっぱり高いということは、課長がやっぱり認めてというか、認めるというのはおかしいけれども、感じているのか、まず、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。ご質問のとおり、下水道料金と浄化槽料金を比較しますと、答弁いたしましたとおり、下水道利用者の平均の使用水量が18立方メートルという形でございます。そのことを勘案しますと、平均世帯でやっぱり比較しても、遠藤議員のお話しのとおり、5人槽だと1,250円、月額です。7人槽で1,450円、10人槽だと1,750円負担が高くなっているということでございます。さらには、ご質問のとおり、浄化槽使用者の方々は、プラスして電気料金も自己負担しているという状況を鑑みますと、平均世帯で比べると結構な金額で下水道使用者と浄化槽使用者の費用負担の部分に差があるということは認識してございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 次です。浄化槽の電気使用料について、村長の答弁では、利用者に対して説明されているということですが、担当課として、どの程度まで説明されているか。私、後から計画等を示しますけれども、どの辺まで説明されているか、ちょっとお聞きします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 浄化槽を設置する際には、村長答弁にもありましたとおり、設置申請を出していただく形になっておりまして、全てのケースで事前にいきなり設置申請書の提出が出てくるというわけではございませんで、事前に相談がございまして、相談をいただいた際に、まず、浄化槽について、そのブロワという部分を設置しなければいけないということ。それには電気が必要となりまして、その電気料につきましては、個人負担になるということを事前には説明をさせていただいているという状況にございます。

なお、いろいろ調べますと、他の自治体では、ホームページなんかでもその辺を分かりやすく説明しているようなものもございましたので、今後、村でもそのような部分を

拡充しながら、事前説明は丁寧にできるようにしたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 理解はしましたが、当然ブロワがなければ浄化槽は機能しませんので、私なりにちょっと電気料金、使用料金ですか、データを出してみたんですけども、課長の説明では、5人槽で35ワット、それから7人槽で53ワット、10人槽で73ワット。現在の電力、1キロワットアワー40円32銭で365日で計算しましたが、5人槽で306キロワットアワー、使用料金が年間で1万2,337円。当然月割りしますと1,030円。7人槽で464キロワットアワー、年間1万8,708円、月割りですと1,559円。10人槽ですと657キロワットアワー、年間で電気使用料2万6,490円。当然月割りしますと2,207円。一般家庭、大体普通1万5,000円の使用料で標準5人槽で大体0.9か月分。それから7人槽ですと1.3か月分。10人槽ですと1.7か月分が、一般家庭は使用料金を負担、ということは、いつもそれだけの料金がかかっている。それについて、課長、こういう細かい計算までして、村長が、利用者にいろいろとその件について説明しておりましたというような答弁もありましたが、こんなに細部までもう計算した中で、利用者に対して説明してきておったか何だか、まず、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今のお示しいただいた金額、年額料金、月額料金ということで試算をいただきました。そういった金額まで、個別の部分にお示しまではしていなかったところでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） このように説明はしました。詳細までは説明しません。していませんでした。だから、利用者に対して、今日まで眠っていたといえ失礼ですけども、一部の人は高く感じていても、一人一人の声は多分行政に届かないと思って、多分諦めていた方もなきにしもあらずと思います。やはり今後、これからも年々計画をもって浄化槽を設置しているわけですから、やっぱり今後はしっかりと利用者にいろんな面で説明して、やっぱり納得を得られるような方法で、納得ではないんだね、設置するんだから。理解されるようにしてやっていただきたいと思いますけれども、どのようなお考えでございしますか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど試算の金額をお示しいただいたものを一つの参考にしま

すと、5人槽でいいますと月額3,500円に對しまして、電気料で1,030円ぐらいという試算でございました。金額にすると、その料金に対する電気料の割合も今のご質問どおり、確かに大きな金額だなと実感をしているところでございます。ブロワの設置はどうしても必要になるということで、電気料はお客様負担になることということは、どうしてもそのような状況になっておりますけれども、ご指摘のとおり、この割合の部分を考えますと、金額も結構大きくなるものでございますので、そういったことも事前説明の際に説明するという必要かなと認識したところでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 結論は、とにかく繰り返しますけれども、定額料金から、先ほどの示した電気使用料金、それを減額した、当然そこに差額が出ますよね、イコール。その金額で今後検討していくか、いらないか。村長。1割る17は、答えは出ませんから。どういう考えか、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、電気料金の負担を含め、下水道使用料金との負担の大きな差が生じているということは、本当に今回遠藤議員からこの質問をいただきまして、改めてこの料金の差がこのくらいあるということを認識したということが、本当のところでございます。

我が家も浄化槽という形でありまして、10人槽という形になってございます。その中で、説明は受けたと私は思っておりますけれども、やはりそういうことを忘れている方もいらっしゃるということも多分あるのではないかなということも、あと立ち会った方が、家族であれば誰か違う方で、家族に伝えていなかったとか、そういう部分で、やはり説明というよりもきちんとした書面だとか、そういうものできちんと説明する。また、先ほど課長が言ったように、ホームページ、そういうものにおいてきちんと分かるように、浄化槽の場合は、このような電気料金、ブロワという部分で電気料金が年間このくらいかかるということも明記することも一つの手段だなということを改めて感じました。

そんな中で、これから定額料金という部分と、その部分で電気料金を合わせて、下水道と同じような金額にできないかというようなご質問だと思いますけれども、ほぼ同じような形で料金設定ができないものかということが趣旨だと思っております。そのところは、これから、逆に下水道の本管、こちらの老朽化、様々な部分がございますし、埼玉県事故もございました。このような形でこれから様々係る部分がございますので、

そういう部分を勘案しながら、どちらを下げてどちらを上げてということかも知れませんけれども、そのところもきちんと住民の方々にご理解をいただいた上で、様々これから考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 次です。ちょっと通告では要旨には入れておりませんが、村長に伝えておりますので、ちょっと質問させていただきます。

今話題に出ております、話題というか、よく世間話に出ますけれども、今核家族、あるいは高齢化社会、老老世帯。設置当初10人槽であったのが、今2人家族の老老世帯ですか。そんな中で、私もいろんな面でお話ししましたら、定額料金そのものは固定化した観念を持っていますから、高いも低いも感じていなかったんですね。私は、そういうふうに年間にこのような電気使用料がかかりますよと。トータルで出してあげて、ざっくばらんにです。そうしたら、いや、これじゃもう、特に厚生年金の方はともかく、国民年金生活の方は、介護保険は控除、引かれる。健康保険ですか。残ると本当に僅かなんですね。これじゃとっても生活もできないし、支払いも困難だというような話も聞いております。当然年間にすると8万円近いですから。それについて、当事者からは、こういう話を受けてよかったというようなことも受けましたけれども、村長、恐らく実際実例があるんですから、今後ますます増えてくると思うのね。その辺について、今後どのように、やっぱりこのまま現行維持で年間8万円で老老生活の世帯に経費を負担させて、経費というか使用料を支払わせていくのか。それともその状況に応じて減額を検討していくのか、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。現状やはり何十年前は核家族じゃなく8人家族、7人家族、そういうような形で7人槽を設置した。そんな中で、今は2人暮らし、もしくは独り暮らしであるという方々も現状いることも把握しているところでございます。

ただし、7人槽の浄化槽を設置したときに、電気料のかかるブロワの部分だけを小さくするということは、できないことになります。なぜかといいますと、浄化する能力といいですか、そういうものが半減されるわけですね。それは遠藤議員も重々承知のことだと思ってございます。

そんな中で、今提案として、そういう方々について、国民年金やそういう大変な方々、非課税世帯の方々とか、そういう方々について、電気料金の減免だとか、そういうこと

はできないかという趣旨だと思ってございます。そういう部分もこれからどのような形にできるかということも課と一緒に考えてまいりたいと思ってございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 参考までに、村長宅の浄化槽の設置は、何人槽でございますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど申しましたけれども、10人槽になってございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 次に、子ども議会など、若い世代の声を政策に反映するという一方で、先ほど村長からもいろいろと答弁がありました。最近小中高、若い世代が、こういう子ども議会の政策提言を反映したり、議員や首長に意見を述べたりする自治体が増えているということは、村長の答弁にありましたですね。

この山形県遊佐町ですか。これも最近新聞に載ったんです。この議会に対して、先ほどもありましたけれども、45万円の予算をつけて、身近に政治の機会を与える場であり、村政への関心も高まっているんだよということで予算をつけたそうなんですけれども、今言われている選挙権の年齢引下げによって、世論では、もう高校生からでは遅いんだと。小中学生からもう携わってといったらおかしいですけども、ある程度の知識。ただ、今後政治に関して学校の先生も中立なものですから、あんまり関与したくないんです。だけれども、これは子ども議会というのは、あくまでも込み入った政治の話ではないと私なりには捉えております。当然生徒たちもそう捉えていると思いますので、今後、村長。村長も議員時代に、子ども議会ではなく、名前が何とかと一般質問されて、当時の村長が、今の村長の意を酌んで、子ども議会を多分開催されたと思います。村長、今後これから予算をつける、つけないは別にしても、やはり子供の声です。やっぱり村政に反映するというこれは大変大切なことだと思います。当然学校との調整も図っていかなければ計画実施というのは、当然できないんですから、できるものでもないし。ただ、村長としてどのような考え、それから計画、実行、実施まで持っていく考えがあるのか、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 遠藤議員から、遊佐町の年間45万円の、こちらは遊佐町少年議会ということで、少年議会事業ということで、2003年からこちらはしているところでございます。若者の意見を取り入れるということで、ここは少年町長、それから少年議員という

ことで構成されておまして、物すごく2003年からこういうことをお金をかけて、ちゃんと予算化して事業をしているということは、本当にすごいところだなと思っているところでございます。少年町長もいて少年議員もいることでありますので、人数が、それに手を挙げる子供たちが多くなると、選挙までもして少年町長を選ぶとか、そういうような形で活性化しているところでございます。そして当選証書もきちんとお渡しするという形で活性化しているところでございます。

そんな中で、私も議員時代に、やはり子供たちの意見というのは本当に素直で、私たち大人よりもなんと柔軟な考えということがありまして、先日、小学校で2月28日に、総合的な学習の時間、大衡村の未来を考えようという発表がございました。そこに私と課長、企画財政課長、教育長も行きましたし、参事も行きましたけれども、そんな中で、ちょっと紹介させて、長くなってごめんなさい。紹介させていただきますけれども、6年1組は、子供から高齢者まで生活しやすい村にしよう。2組、2班の方は、みんなが楽しめる安全な村ということで発表しました。あとは人口を増やして明るくにぎわいのある村、どんな人でも楽しめる村、便利な村づくり、快適な村づくり、魅力ある村づくりということで、7つの班が、私たちの前ですごい発表をしていただいたところでございます。

その中で、やはり子供たちの意見というのは、取り組むべき内容、そして自分が取り組むべきテーマとしたことを挙げた上で、また、提案をして、提案をただけじゃなくて、それはどうやったらこれから実現していくんだろうまで考えております。それはごみをポイ捨てしないことと言うと、その提案では、いろいろこれから取り組むものとして、いろいろ、これはポイ捨てについては、これからどうしていったらいいだろうということも、きれいに取り組むためには、ちょっとそのところ、ちょっと分からなかった。あと遊具です。子供たち、今大衡クリエイトパーク、そちらに行ったときの遊具が壊れている。ちょっと腐ったりしているところがあるとかというところをきちんと見ていたり、あとは宿泊施設をしてほしいとか、そしてそのためには、ホテルを建てるためには、コンビニで募金活動をするとか、世界の人たちに来てもらうためにSNSで発信するだとか、そういうような本当にすごい内容を今回見せていただきました。

やはり学校側の協力なしでは、この子ども議会というのはなかなか難しいところでございますので、私が就任してから、とにかく学校教育課には、このような形でやっていきたいということも本当に言ってきたところでございます。今後、来年にすぐというこ

とはなかなか難しいかもしれませんが、このような形で子供たちが総合的な学習の中でも今やってございますので、去年に引き続き今年もやっているということでありますので、そういう部分も子供たちの意見を取り上げるためにも、これから学校側とも調整して、この開催、この議場の場を使いながら、そして保護者の方々に見ていただけるよう、そして村民の方々にもこの子供たちの意見を聞いていただけるような、そんな取組をしてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） その件については、私も顔を出していませんから、半分あぺとぺ聞き入ったような感じはしますけれども。

そうですね。最後になりますけれども、村長が就任して以来、題は村長への手紙ですか。大衡広報を見ますと、年代はちょっと分かりませんが、2 人の方からのご意見に対して答えを出されておりましたけれども、今日まで、世代でですか。18歳未満でもよし、世代別でもいいですから、何通くらいの投函があったのかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど答弁でも申しましたが、10代以下で4通、そして20代が1通、30代が5通、40代が5通、50代が1通、60代の方が4通、70代が5通、80代以上の方が3通、匿名、年齢不詳のものが2通で、合計30通となっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 村長の答弁を半分で聞いているから繰り返しになりますけれども。

10代以下の方が4通のようですが、その10代の方と申しますと小学生ですよ。その小学生の意見というのは、どのような内容だったかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 自然を壊さないでほしい、唯一の村を大切に、変わらないでほしいとか、戦争をやめてほしいとか、「お仕事頑張ってね。応援しています」とか、「小学校楽しいよ。お仕事頑張ってね」とか、本当に心温まるほっこりするような内容の手紙が来ております。その内容を見ますと、私も本当に子供たちもやはりいろんなところを見てくれているんだなという部分と、やはり親世代も関心を持っているところがあって、自分たちは書けないけれども、子供さんに、書いてちょっとやってみたらいいんじゃないとか声がけとかをしていただいているのではないかなと、自分なりに解釈していると

ころでございます。本当にうれしい言葉で、自分も頑張らなければという気持ちで今いるところでございます。

議長（高橋浩之君） 遠藤議員。先ほど答弁にもありましたので、一応。

9 番（遠藤昌一君） いや、再確認の意味で。疑いかければ、再確認も当然、それは余談にしますけれども。

村長、最後ですけれども、やっぱり子ども議会ですか。大人の世界を無視するわけじゃないですけれども、やっぱりこれから、よく言われる過去、現在、未来ではないですけれども、やっぱり未来の子供にこのような夢を託すというか、やっぱりそういう機会を与える重要性というか、大切だと思いますので、改めて子ども議会開催を年内にも実行するように、計画だったら誰でもできますよ。実行するように要望して終わります。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり遠藤議員のおっしゃるとおり、子ども議会において、やはり子供たちの純粋な生の声を反映させるため、そしてやっぱり若い世代の声というのは、とても大事だと思います。そういうことを本当に私たちが気づかないことを、街灯が少ないとか、暗いよとか、本当に素直な意見が出てくるとと思いますので、今後とも教育委員会側、そして学校側とも調整を図って、ぜひ実現するように心がけて頑張っていきたいと思っています。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 終わろうと思ったんですけれども、答弁は、大体間違いなく繰り返しても修正しないです。終わりますけれども、国会の議員たちは、たまたま答弁をくるくると変えて、忘れているんだかなんだか。冗談ですけれども、村長の答弁は、2 回とも変わわりなくお答えいただきましたので、ありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 以上で、遠藤昌一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 0 6 分 散 会